

「女性障害」について

意見書

検討委員 村田恵子

ヘレンケラーは「障害は不便であって不幸ではない」という言葉を残しました。障害を持つことは様々な困難にめぐりあいます。しかし、それは誰にでも訪れる可能性が有ります。社会的に特別な存在ではないのです。その捉え方こそ一番の問題です。

女性障害の根本的な問題は、脈々と続く社会のしくみにあります。女性は家に居て家事・育児をするもの、男性の庇護の下に生きるものという性別上の偏見と障害者を人として考えない間違った侮蔑的な考え方から生まれています。

京都における条例が、今日まで行われてきて差別と向き合い性別も含めた人として生きる基本的人権に照らし合わせた実効性のある条例となるよう切望致します。

女性障害条文化の必要性について

京都づくり条例に障害女性についての独立した条文を定めることで、障害男性の影に隠れて見落されがちな、障害女性の不利とニーズを可視化させ、不均等な待遇を改善できると考えます。障害女性に特化した条文を設けることはまた、現に障害女性が受けている複合差別の課題を、社会に対して明らかにするメッセージとして、大きな意義をもつはずで、障害女性に関する独立した条文をつくることが不可欠です。

また、「家族形成」・「障害者が子どもの数や出産の間隔について自由に責任を持ち、決定するために、個々の障害に応じた避妊や妊娠等に関する情報提供と意思確認が行われること」という障害女性のリプロダクティブヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についても記述が必要です。また、母子手帳へのアクセシビリティが確保されることや、産褥期の適切なケアが受けられること等も考慮されなければいけないと考えます。

また、婚姻制度などの既存の枠組みが問題の背景になっており、婚姻制度自体が、特に女性にとって、また障害者にとっても、抑圧的な側面をもっているという認識の確認も必要です。

女性は現在でも、個人単位でみたときに、経済的に困難な状況に置かれていま

す。これは、障害を持つ女性であれば尚更です。様々な制度が世帯単位となっていて、震災の弔慰金さえも、世帯主中心に支払われています。また、婚姻制度による関係の縛りが、DVといった暴力の被害を深刻化させているという状況もあります。女性の役割とされてきた家事や育児や介護を担うことが難しい障害のある女性と少女の困難も、性別役割分業を前提とした現在の婚姻制度がもたらす弊害の一つです。「結婚」や「家族」を選ばない・選べない人たちが、そうではない人に比べて不利を被るということがない社会をつくっていく必要があります。

以上の事をふまえてこそ、初めて今までに起こった女性障害の受ける差別的な困難を防ぎ解決する手段としての第一歩となる条例になるのです。

障害女性を条例の総則でなく各則として取り入れて頂くようお願い致します。

【女性障害】

●条文化はなぜ必要か？

- ・国内における法律や国連の条約があっても守られない現状の改善
- ・女性障害の不利とニーズの可視化され不均等な待遇の改善
- ・女性であることと障害者であることの両面から受ける(複合)被害の救済
- ・女性障害者の社会的地位の確認と保障
- ・地方自治体としての責務を明確にする
- ・社会的なメッセージとして認識を広める

●事例から見えること

女性障害者の困難は、性的被害・就労・恋愛・結婚・離婚・家事・育児・介護・性と生殖・妊娠・出産・医療・教育・制度等多岐にわたり、どの場合でも今までの風習・慣例や無理解から誤った偏見に基づく被害である。

この様々な認識を正して健常者と障害者の社会的障壁を取り除き、男女間にある不公平をなくし平等である環境をつくる必要がある。

女性障害者は、本来この世に生を受け生きる人として当たり前である人格・人権が脅かされ阻害されている。

●条例の制定過程と制定後について懸念されること

- ・条例の条文の立案に女性障害当事者(もしくは女性障害当事者が推薦する専門

家)が参加すること

- ・ 条例づくりにおいて、男女平等の実現を阻害するような施策および計画を立てないこと
- ・ 障害のある女性とそれ以外の女性の間には格差を無くすこと
- ・ 条例制定が最終目的ではなく、条例が守られ活かされているか？データを
取り検証する機関の設置
- ・ 女性障害については、障害全般という枠組みにせず複合的要素が多いため救
済機関には専任のスタッフ(女性障害当事者含む)を設けること

【女性障害の条文を明記した法律等】

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律（韓国法抜粋）

第 33 条（障害女性に対する差別禁止）

- ①国家及び地方自治団体は、障害をもつ女性であることを理由にすべての生活
領域において差別をしてはならない。
- ②何人も、障害女性に対し、妊娠・出産・養育・家事等において、障害を理由
にその役割を強制又は剥奪してはならない。
- ③使用者は、男性労働者又は障害者ではない女性労働者に比べ、障害女性労働
者を不利に遇してはならず、職場保育サービスの利用等において、次の各号の
正当な便宜供与を拒否してはならない。
 1. 障害の種別及び程度に伴う円滑な授乳支援
 2. 子女の状態を確認することができる疎通方法の支援
 3. その他に、職場保育サービスの利用等において必要な事項
- ④教育機関、事業所、福祉施設等の性暴力予防教育の責任者は、性暴力予防教
育を実施するに当たり、障害女性に対する性認識及び性暴力の予防に関する内
容を含めなければならない、その内容が障害女性を歪曲してはならない。
- ⑤教育機関及び職業訓練を主管する機関は、障害女性に対し、次の各号の差別
をしてはならない。但し、次の各号の行為が、障害女性の特性を考慮し適切な
教育及び訓練を提供することを目的にすることが明白な場合にはこれを差別と
は看做さない。
 1. 学習活動の機会制限及び活動の内容を区分する場合

2. 就職教育及び進路選択の範囲等を制限する場合
 3. 教育と関連する計画及び情報提供の範囲を制限する場合
 4. その他教育において正当な事由なく障害女性を不利に遇する場合
- ⑥第3項を適用するに当たり、その適用対象の事業所の段階的範囲と第3項第3号のその他必要な事項の具体的内容等は大統領令で定める。

第34条（障害女性に対する差別禁止のための国家及び地方自治団体の義務）

①国家及び地方自治団体は、障害女性に対する差別要因が除去されることができるよう、認識改善及び支援策等の政策及び制度の準備等、積極的措置を講じなければならない。統計及び調査研究等においても障害女性を考慮しなければならない。

②国家及び地方自治団体は、政策の決定と執行過程において、障害女性であることを理由に参与の機会を制限し、又は排除してはならない。

障害者の権利に関する条約（日本政府仮訳） 抜粋

前文

この条約の締約国は、(a)～(p) (略)

(q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、(r) (略)

(s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、(t)～(y) (略)

第六条障害のある女子

1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識し、及びこの点に関し、障害のある女子がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な意思決定力を確保するためのすべての適当な措置をとる。

国連女子差別撤廃条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等

であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し(略)

ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定す

る措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的

に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利, 昇進, 雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習, 上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に, 退職, 失業, 傷病, 障害, 老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は, 婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し, かつ, 女子に対して実効的な労働の権利を確保するため, 次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い, かつ, 従前の雇用関係, 前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を, 特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては, 当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は, 科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし, 必要に応じて, 修正し, 廃止し, 又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は, 男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として, 保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず, 締約国は, 女子に対し, 妊娠, 分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は, 男女の平等を基礎として同一の権利, 特に次の権利を確保することを目的として, 他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け, 抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション, スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は, 農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし, 農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は, 男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として, 農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし, 特に, これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報, カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために, あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに, 特に, すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために, 自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け, 流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に, 住居, 衛生, 電力及び水の供給, 運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は, 女子に対し, 法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は, 女子に対し, 民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし, また, この能力を行使する同一の機会を与える。特に, 締約国は, 契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし, 裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

(第5部は略)

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

(以下、略)

15 項目の一覧 複合差別実態調査 障害のある女性の生きにくさに関する調査回答から見えてきたこと

ここでは、調査に寄せられた回答を、問題別に 15 の項目に分類して紹介する。また、回答から見えてきたことを記した。回答は、回答票への記入と、聞き取りの二つの方法で寄せられた。回答者の実数は 87 人。回答票への記入者は 75 人。聞き取りに応じた方は 16 人で、この内 4 人は回答票も記入している。全ての回答を要約し、問題別に 15 の項目に分類した。1 人の回答が複数の項目に当てはまる場合は、分割してそれぞれの項目に入れた。また、1 人の回答で 1 つの項目にあるものでも、内容が異なれば複数に分割した。

上記のようにして収録した回答の数は 227 件にのぼり、全てを収録した。[1] ~ [227] の通し番号をふった。1 つの回答が 2 つの側面をもつ場合は、2 つの項目に入れた。33 の回答が 2 つ以上の項目に入っている。両方の末尾に ※ * に再掲 と記した。回答に付記した障害名は、回答者が記載したあるいは語った障害名から、下記のように表記した。そして、障害名と共に、回答時 (2011 年時点) に何歳代であったかを記載した。

(肢体不自由) (視覚障害) (聴覚障害) (精神障害) (知的障害) (難病)
(盲ろう) (発達障害)

■視覚 15 の項目と回答数

1. 性的被害 : 45 件
2. 夫や恋人などからの暴力 : 7 件
3. 就労 : 19 件
4. 恋愛・結婚・離婚 : 21 件
5. 性と生殖 : 12 件
6. 家事・子育て・家族の介護 : 20 件
7. 介助 : 16 件
8. 無理解 : 26 件
9. 教育 : 11 件
10. 制度・慣例 : 20 件

- 1 1. 女性として尊重されない：11件
 - 1 2. 医療の場で：16件
 - 1 3. 経済的な問題：5件
 - 1 4. 希望すること：8件
 - 1 5. その他：25件
- 合計262件

1. 性的被害 45件

回答の中で一番多いのが「性的被害」の記述だった。一人で複数の経験をした人があり、回答の件数は45件。人数で見ると、回答者87人の内31人——35%が経験している。

介助、福祉施設、医療の場で起きた被害が10件。職場で上司などから受けた被害が4件。学校で教師や職員から受けた被害が2件ある。家庭内で親族から受けた被害は3件だが深刻だ。これらの場に居ることは回避しにくく、その世話を受けているなど加害者の立場が強い、あるいはその後も関係が継続するため、抗議や訴えも難しいことが伺える。

障害のために、走って逃げることができない、反撃する力がない、声や顔で加害者を特定できない、判断力がないと見なされる、経済的自立ができない、自分の立場の弱さを知っているなど、障害女性の弱みにつけ込む加害者が多いと云える。

介助中や医療の場で発生する性的被害は、加害者となる側に加害の意図があるかないかはっきりしない、あるいは障害者への接し方を知らないために起こることも考えられる。しかしその場合でも、被害と感じられたこと自体は尊重されるべきだ。障害女性にとって、何が不快であり恐怖となるか、被害を生じさせない介助、医療のあり方が検討され、周知されて欲しい。

[1] 自転車に乗った人が後ろからきて、すれ違いざまに臀部を触られた。(40歳代 視覚障害)

[2] 大学の友人(男性)とドライブに出かけた際、車中で無理やりキスをされ、胸や下半身等を触られた。異性が怖くなりお付き合いも結婚もしたいと思えない。(20歳代 肢体不自由)

[3] バスに乗り降りする時、おしりを触られる。(70歳代 肢体不自由)

[4] 手や胸に触る痴漢行為をしばしば受ける。それが自分の視覚障害のせいとばかりは思わない。ただ相手の顔を見てやれないのが悔しい。(60歳代 視覚障害)

[5] 中学生のころにボランティア活動でバザーに出店していたら、知らないおじさんが、「がんばってね」と気持ち悪い感じで手をにぎってきた。(40歳代 難病・肢体不自由)

[6] エレベーターで、乗り合わせた男性がボタンを押そうとして伸ばした手が胸を触ったが謝罪はなかった。いくら私が年輩でも不快だ。どこに立っているというのか。(60歳代 視覚障害)

[7] 中学で男子生徒が、人がいないときを見はからって何度も胸に触った。「おっばいにさわらせてー」などと抱きつき、噂になった。(50歳代 視覚障害)

[8] バスで若い男が身体を接して座り、落とし物をしたとかがんでスカートに手を入れたり、胸をわし掴みにした。(50歳代 視覚障害)

[9] 通所授産施設に通う送迎バスで、「乗り降りには自分で出来ます」と断っているのに、男性スタッフが毎日身体に触って介助を行った。(40歳代 精神的障害)

[10] 理療(あんま・マッサージ・鍼・灸)の実技の時、性的ハラスメントを受けた。(40歳代 視覚障害)

[11] 入院中、男性患者からセクハラを受けた。看護師に訴えたが、「忙しいから」と取り合ってくれなかった。(20歳代 精神障害)

[12] 歯科で治療中、手も悪いの?と手を握られた。(60歳代 肢体不自由)

[13] 胃の検査で姿勢の説明を受ける時、男性の医師が身体にさわりながら指導したので抵抗を感じた。分かりやすく考えたのだろうが、手振りか紙に書いて欲しい。(30歳代 聴覚障害) ※医療に再掲

[14] 施設で男性職員に胸を触られた。(70歳代 肢体不自由)

[15] コンビニで買い物ガイドを頼んだとき、ガイドしてくれた男性店員の手引きの際の手の握り方が常軌を逸していた。(年齢記入無し 視覚障害)

[16] バス停の列の最後尾や、車内の空席を教えてもらうとき、背中のブラジャーのバンドを持たれたり胸や体を触られたりする。ガイドのやり方を知らないからだとしても、不快を感じる。(年齢記入無し 視覚障害)

[17] 男性が誘導をしてくれる時、自分自身の手が白杖と荷物で塞がっているときなど、肩や腰の後ろから腕を回されると、すごく嫌な感じを受ける。(年齢記入無し 視覚障害)

[18] 外出中手引きなどのサポートで、男性に肩や腰に手を回されるのがいやだ。(30歳代 視覚障害)

[19] ガイド中の駅員から、両脇に腕を差し込んで抱き上げられるなど、不快かつ危険な行為をされた。(50歳代 視覚障害)

[20] マッサージ師として働く職場で休憩中、上司と2人きりになると後ろから抱きつかれて胸を触られた。白衣をめくられて下着に触れられた事もある。

(40歳代 視覚障害) ※就労に再掲

[21] 会社で自分の席へ向かう通路を外れて男性社員の席にぶつかった。それを見た上司が「お前、男性のにおいのする方へ近づいていくから、ぶつかるんだよ!」と言った。女性としての自分を汚されたような、自分が薄汚いもののように思えた。(40歳代 視覚障害) ※就労に再掲

[22] 一人で営業する鍼灸の治療所で、初めて来た男性患者さんが治療室へ入るなり全裸になった。何とか治療をしたが、以後、男性患者が怖い。(50歳代 視覚障害) ※就労に再掲

[23] 車イスで一人でバスに乗車中、知らない男性から声をかけられ、何かされるのではと不安になり、一人の外出が困難になった。(40歳代 肢体不自由)

[24] 満員電車で通学していた10歳のころから、混んだ車内で顔や身体をなでまわすように触られた。その手のタバコの匂いが記憶に残り、成人後も同じ匂いからフラッシュバックで気分が悪くなる。子どもで女で障害者だから無力だろうと見て、加害されたと考えている。(50歳代 聴覚障害)

[25] 小学生のとき痴漢に遭った。助けを求めるにもコミュニケーションがわるい。聴覚障害のため助けを呼べなかった。中学生のとき同じ犯人から再び被害にあった。(20歳代 聴覚障害)

[26] アパートの玄関口に、背の高い男性が頻繁に立っていた。(40歳代 視覚障害)

[27] 理由はわからないが、つきまとい(ストーキング)をされたことがある。(40歳代 視覚障害)

[28] 視覚障害の女性数人と健常者の寮監が生活する寮で、何度もチャイムが鳴らされたことがある。寮監が外に出てみても誰もいなくて、不安だった。(40歳代 視覚障害)

[29] 友人と外出から戻った時、足音が近づいて無言で友人の手をひっぱった。夢中で建物に入り鍵を閉めたが、相手はドアノブをガチャガチャと開けようとした。(40歳代 視覚障害)

[30] 人通りのない道で、男性に「案内しましょうか」と声をかけられ「慣れているので大丈夫」と断ったのにずっと後ろから、生活の事など根掘り葉掘り聞かれた。(40歳代 視覚障害)

[31] 大学で男子学生に写真の隠し撮りやストーカ行爲をされた。別な男と二人で一人暮らしの部屋に来てヌード写真をとらせろと言ったが、抗議して難を逃れた。(50歳代 視覚障害)

[32] 同じ知的障害の男性から、ストーカーされたことがある。(30歳代 知的障害)

[33] 母の恋人から性的虐待を受けた。母の恋人が、私のお風呂介護をして胸等をさわられ、非常に辛い思いをした。母にその事を言うが、信じてもらえず最悪だった。(30歳代 肢体不自由)

[34] 義兄からセクシャルハラスメントを受けたが誰にも言えない。自分は自立できず家を出られないし、家族を壊せないから。あまりに屈辱で言葉にできないから。(50歳代 視覚障害)

[35] 子供のころから夜盲で、屋外にある家のトイレに夕方以降付き添いが必要だった。兄が付き添いするとき、暗がり而后ろから抱きつき、羽交い絞めにして自分の陰部を押し付けてきた。混乱して抵抗できなかった。口止めされたが母に訴えた。しかし「そんなことを言うお前こそいやらしい」と言われ絶望した。悩んだ末、夜はトイレを我慢するか深夜に屋外で用を足した。兄は、高校から帰宅のバス停に迎えに来るときも同じ行為をした。夜盲であることは弱みだと思い、人に話せなかった。背後から男性の声がすると震える。(60歳代 視覚障害)

[36] 夜間、自宅までタクシーに一人での乗った際、かなり遠回りをされ、人気がない場所に連れて行かれた。(40歳代 視覚障害)

[37] 夜、外を一人で歩いていると「一緒に帰ってあげる」と酔っ払いのおじさんに手を掴まれてどこかへ連れて行かれそうになった。周りの人が助けくれた。(年齢記入無し 難病 肢体不自由)

[38] 友人とともに、通りがかりの男2人に車に押しこまれそうになったが、跳ね飛ばして逃げた。(50歳代 視覚障害)

[39] タクシー運転手が「美人なのに目が見えなくてかわいそうだ。女にしてやりてえ」と言い、モーターに連れ込もうとした。嘘も使い、思い止まらせて逃げた。(50歳代 視覚障害)

[40] 近隣の人から、レイプをされた。(60歳代 精神障害)

[41] 中学生のとき、レイプされた。自分がとがめられるのではと両親に言えなかった。(50歳代 精神障害)

[42] 社員旅行の帰りに上司に飲みにつき合えと言われ、酔って眠ったのを良いことにホテルに連れ込まれて性的暴行を受けた。その後も関係を強要され続けた。(30歳代 肢体不自由)

[43] 寝ている間に家に強盗が入った。聞こえないのでわからず、馬乗りになられて気付いた。相手は何か喋っていたかも知れないが、ただ抵抗をするしかなかった。(20歳代 聴覚障害)

[44] 大学の実習施設で、男性職員によって男性実習生と部屋に2人だけにさせられた。その場は逃れたが、男性職員から「お膳立てしてやったのに、なぜ逃げた」と言われた。(50歳代 視覚障害)

[227] 人目の少ない道路で、痴漢にあったことがある。心配した母が付き添ってくれたが、そういうときには現れない。(50歳代 精神障害・視覚障害)

2. 夫や恋人などからの暴力 7件

暴力をふるう側は、女性はその性別役割—家事、夫の世話を果たさないと見なすと、暴力の動機として正当化する。

[45] 夫が言いだした離婚を拒否すると、暴力が始まった。殴る、蹴る、髪を引っ張る、酒をかけるなどされ、骨折などの傷を負った。(50歳代 てんかんと診断されるが症状はない)

[46] 付き合っていた男性から、洗濯が綺麗にできていないと嘘を言われた。(40歳代 視覚障害)

[47] 付き合っていた男性と、障害者手帳で割引になる施設に行き、彼に手帳を預けたが返してくれず、尋ねると「下に落ちているよ」と言われ手探りで拾った。(40歳代 視覚障害)

[48] 付き合っていた男性から「動けないくせに口は達者だ」と言われ、別の男性には「生理はないから、セックスしても子供が出来なくていいな」と言われた。物のように扱われた。(70歳代 肢体不自由)

[49] 仕事や自分の療養で手一杯で、数日間家事ができないまま仕事に行こうとして夫と喧嘩になり、インスリンを打った後に朝食を床にぶちまけられた。低血糖で死ぬ危険があった。(40歳代 難病)

[50] 私が仕事で忙しく、体調を崩した夫の看病ができなかったとき、夫が私の職場へ「もう仕事を回すな」と電話した。(40歳代 難病)

[51] 両親と姉とともに家にいたころ、酒を飲む父が酔って暴力をふるうので怖かった。父に殴られる母を見ていたので、「男には負けない」という気持ちがある。(50歳代 肢体不自由)

3. 就労 19件

障害女性の就労の必要が理解されていない [59]、[60]、[90]、[91]。

“男性が働いて稼ぎ、女性は養われて家事をする”という性別役割分業の健在が現れている。性的被害に関連した困難も多いが、障害女性の就労への意欲は高く、また自立した生活に必須であることを多くの回答が語っている。

[20] マッサージ師として働く職場で、休憩中、上司と2人きりになると後ろから抱きつかれて胸を触られた。白衣をめくられて下着に触れられた事もある。

(40歳代 視覚障害) ※性的被害に再掲

[21] 会社で自分の席へ向かう通路を外れて男性社員の席にぶつかった。それを見た上司が「お前、男性のにおいのする方へ近づいていくから、ぶつかるんだよ!」と言った。女性としての自分を汚されたような、自分が薄汚いもののように思えた。(40歳代 視覚障害) ※性的被害に再掲

[22] 一人で営業する鍼灸の治療所で、初めて来た男性患者さんが治療室へ入るなり全裸になった。何とか治療をしたが、以後、男性患者が怖い。(50歳代 視覚障害) ※性的被害に再掲

[52] ある企業の面接で、「うちは本当なら障害者は要らないんだよ。でも社会的立場上、面接くらいはしないとね。だから期待しないでね。まだ男性で見た目に分からん障害やったらエエねんけどな〜。一応は面接はしてあげたからもう良いでしょ。」と言われた。(30歳代 肢体不自由)

[53] 出産後の職場復帰で正職からパートになり、夫の扶養に入ることを勧められた。半年後、同じ職場の健常女性が出産した時は正職のまま復帰できた。

(40歳代 視覚障害 難病)

[54] 勤め先の病院で管理者から、「身体が不自由で子育てが大変だろう」と退職を勧められた。労働組合を通して抗議して就労を続け、増員も実現させた。

(50歳代 肢体不自由)

[55] 研究職への就職活動で、業績には高い評価を受けたのに男性候補者に決定した。“乳幼児を抱えた障害女性”は激務に耐えられないとの理由だったと漏れ聞いた。(50歳代 肢体不自由)

[56] 低血糖昏睡で眠り続けて「無断欠勤」になり、次は辞めてもらうと言われた。病気があると就業が難しい一方、「障害者手帳」を期待され嫌な思いをすることもある。(30歳代 難病)

[57] 障害特性上作業が遅い。しかし勤めていた団体では、仕事を過剰に回す、ミスを厳しく追求するなどされた。(30歳代 発達障害)

[58] 5年後に正社員にする約束で就職したが、7年後退職するまで嘱託のままだった。その間、私を障害者雇用制度で雇用することで会社は恩恵を受けたと聞く。(50歳代 肢体不自由 言語障害)

[59] 働いていることを「すごいね」とよく言われる。普通に就労しているだけなのに、違和感。(20歳代 精神障害)

[60] 障害女性だから無理して働く必要ないのでは?と周りに言われた。障害女性は経済的自立を前提とした自己実現が難しい。(30歳代 聴覚障害)

[61] 中学卒業後、職親の家に住み込みでお手伝いとして働かされた。いじめられたし、給料ももらえなかった。(60歳代 精神障害)

[62] 大学の学生課にくるバイト募集で女性が応募できるものが1、2割程度しかなく、応募しても障害があるために拒否されることがあった。(50歳代 聴覚障害) ※教育に再掲

[63] ヘルパーの仕事をしている。仕事で人に気を使いすぎ、ストレスで脱毛症になった。(30歳代 知的障害)

[64] 職場は、男性が私から見える位置で用を足したり目の前で平気で着替えたりする、男性中心の差別的な環境だった。子どもがいたので、懸命に働いた。(30歳代 肢体不自由) ※女性としてに再掲

[65] 上司の性的暴行に耐え切れず会社のセクハラ相談室に訴えたが、まるでセカンドレイプを受けるようだった。(30歳代 肢体不自由)

[90] 就労をめざしているが、ルートは作業所しかない。近所には病気のことを言えず、親は「女は働けるだけで幸せだ」というが、作業所に合わなくて家に引きこもっている。(40歳代 精神障害)

[91] 最初にかかった精神科で主治医に、「女性で良かったね。障害者になっても家族や配偶者に養ってもらえる」と言われた。女は働かない、家族が面倒を見るという考えは許せない。(20歳代 精神障害) ※医療に再掲

4. 恋愛・結婚・離婚 21件

“結婚は、男性（とその親族）が女性を選ぶもの”、“美醜や健康、家事・育児などの女性役割を担えることがその基準”、“結婚が女性を価値付ける”そのような旧来の縛りが、回答から浮かび上がる。恋愛、結婚が両当事者の自由な合意において成立するためには、障害女性の経済と生活の自立、男女の平等が欠かせない。

[66] いくつかの結婚相談所から入会を拒絶された。拒絶されない場合でも、入会后、不利に感じる事が多かった。(40歳代 視覚障害)

[67] 車椅子だと恋愛対象になりにくい。親戚からも結婚話はタブー視され「結婚だけが人生じゃないし」と慰められ傷つく。まるで私は一生独身が決まったかのよう。(30歳代 肢体不自由)

[68] 学生時代から付き合った彼の両親と親戚に、「障害者」という理由で反対されたが、兄上の味方で結婚できた。“嫁入りし、身内”となったら差別的な態度は消えた。障害というものを知らないことで、恐怖し、関わりたくなかったのだろう。(50歳代 肢体不自由)

[69] 見合結婚が中心の昭和40年代、教師として勤務した高校で同期の女性二人には見合話があったが、私には「あなたにもね」と言いながら一度もなかつ

た。その他いやな経験をしたが、女性であるからより、障害者だからという理由によると思われる。(60歳代 肢体不自由)

[70] 夫の両親姉妹から結婚を大反対された。理由は、目が悪いのに普通の人との結婚は高望み、同じ片輪者と一緒になるべきだ。戸籍が汚れるから入籍はだめ…。(60歳代 視覚障害)

[71] 男性は障害者でも、障害女性だけでなく健常者女性とも付き合ったり結婚できる人が多い。障害女性はなかなか結婚できず、障害者同士での結婚がほとんど。私も未婚。(30歳代 肢体不自由)

[72] 農家の長男である夫の両親が結婚に反対。「大卒の都会育ちで、身体の悪い嫁より、中卒でもよく働く丈夫な嫁を」と言われた。私は両親から、勉強して頭を使って自立しなさいと励まされ努力もした。それを否定されるようで怒りを感じた。夫のねばりで結婚し教職も続けたが、夫の両親にはついに嫁として認められなかった。(40歳代 難病 肢体不自由)

[73] ある人に告白をしたら、遠回しに「精神障害者だから」と断られた。精神障害者でしかも女で、価値が低いのだと言われた気がした。(20歳代 精神障害)

[74] 病気の前夫と死別した私に、義母は「息子は初婚だから」という。また、神経的な病気がある私の母を悪く言う。義母とはできるだけ距離を置いている。(40歳代 視覚障害)

[75] 母親から「お前は足が悪いから結婚できないし、片輪の妹がいると兄弟が結婚できないから、家を出て一人で暮らさなければいけない」といわれた。(60歳代 肢体不自由)

[76] 私が占いの本を読んでいて「私って晩婚らしいよ」と言ったら、家族は私の結婚などあり得ないと思っていたらしく、空気が凍りついた。(40歳代 難病 肢体不自由)

[77] 就職し一人暮らしの25歳のとき、結婚させたいと父に連れ戻された。二十数回の見合いで足が悪いからと断られたが、今の主人と見合結婚。子供にも恵まれた。(50歳代 肢体不自由)

[78] 結婚に反対する義母が、私だけを呼んで言った。「息子は同情してるだけ。不幸になる。あなたと歩くと人に見られて恥ずかしい。家族に障害者はほしくない」(50歳代 肢体不自由)

[79] 十歳代だった63年頃優生手術(不妊手術)を受けさせられ、生理時の激痛やだるさなど不調が出た。二十歳の頃結婚したが離婚。再婚の夫も家を出た。原因は私が子どもを産めないから。(60歳代 精神障害) ※性と生殖に再掲

[80] 引越して障害者手帳を書き替えるとき、離婚を知った福祉事務所の職員から「重度の旦那さんにあなたは冷たい」と非難された。転居先でも私の生活

態度に問題があると詰問された。「結婚に関して」という言葉があり、前住所地の職員の申し送りと思われる。夫に尽くすべき女性、それも結婚が難しい障害女性が夫を大事にしないとの憤りに思えた。(60歳代 肢体不自由)

[81] 自分は27歳で6歳年上の夫と結婚。特に反対はされなかった。夫の友人が私の前で夫に、「もっといいのがいただろうに」と言ったりするのが嫌だ。弟が、私の障害を理由に結婚を断られたと聞いている。(50歳代 知的障害)

[82] 親は、義足の私が結婚するのは難しいと考えているようだ。(20歳代 肢体不自由)

[83] 結婚はしなかった。大変なこともあったが、人生は楽しい。(60歳代 肢体不自由)

[84] 結婚し子どもをもつことが自分にできるのか、悩んで踏み出せなかった。自立生活を始めてから38歳の頃、障害をもつ男性と住む家も別々の事実婚を選んだ。(年齢不詳 肢体不自由)

[85] 以前は母や周りから「早く結婚して子供を産め」と言われたが、障害をもってから言われなくなった。気が楽な反面、結婚や出産は難しく期待もされてないと感じ辛い。(40歳代 視覚障害 難病)

[86] 周りの人からも障害者の仲間からも、「結婚なんかできないよ」と言われた。親にも「不幸のもとだから、結婚するな」と言われ続けた。(70歳代 肢体不自由)

5. 性と生殖 12件

月経の介助を受けずに／せずにすむようにと、子宮摘出を勧められたという回答がある。ごく最近のできごとではないが、自分の経験として書かれたことはたいへん意義がある。現在この問題は起きていないのか、起きることが無いように、検証が求められる。出生前に胎児を診断し障害の有無で選別する生殖技術は、登場した70～80年代当初、“健常者が障害児を忌避する問題”ととらえられた。現在は障害女性も、出産前診断をする／しないを迫られる立場になっている。選別ではなく、妊娠出産する障害女性も、生まれる子も、障害があるままで肯定される社会を強く望む。次の項目、「子育て」とも関連する問題なので、続けて読んでもらいたい。

[79] 10歳代だった63年頃優生手術(不妊手術)を受けさせられ、生理の激痛やだるさなど不調が出た。20歳の頃結婚したが離婚。再婚の夫も家を出た。原因は私が子どもを産めないから。(60歳代 精神障害) ※恋愛・結婚に再掲

[87] 生理になるのが早かったので、それをからかわれた。(50歳代 知的障害)

[88] 生理が始まった中学生のころ、母親から「生理はなくてもいいんじゃないの」と言われた。子宮を取るという意味だった。子どもを産めない結婚できないと思い同意しなかったが、言われただけで嫌だった。自分より年上の人にはよくあったことらしい。(40歳代 肢体不自由)

[89] 整形外科でマッサージ師をしている。忙しいときトイレに行かないよう水分を最低限にしているが、生理の時はそうはいかない。そんなとき主任(男性)からトイレの回数が多いと言われる。決してさぼる為ではないのに。(40歳代 視覚障害)

[92] 生理があることを、親にめんどくさがられた。(70歳代 肢体不自由)

[93] 子どもの頃、母が主治医から「子どもは産めない。妊娠したら流産させる」と指導された。産んだ女性がいると後で知った。十代で別な医師に私が子どもを産めるかを聞くと「子どもねー」とだけ言われ、私は妊娠もできないのだと未来が描けなくなった。(40歳代 難病)

[94] 子宮筋腫がわかったとき、ドクターは子宮を取れば治ると言った。私が「赤ちゃんが産みたい」というと「えっ!!」と驚かれ、それを聞いて私は大泣きした。女である自分を否定された気がした。両親にも同じ反応をされたらと怖くて、言えなかった。(40歳代 肢体不自由) ※医療に再掲

[95] 私は遺伝性難聴。難聴の子は生まれてほしくないと言っていた夫は、話し合っただけ今は理解してくれるが、障害児が生まれたら女性に責任が問われるような気がする。(30歳代 聴覚障害)

[96] 妊娠した時、障害児を産むのではないか? 子供を育てられるのか? といった理由で、医者と母親から墮胎を進められた。(40歳代 視覚障害 難病)

[97] 高齢出産だからと出生前診断を勧められた。自分も障害者なのに障害児を産まないように勧められるのは、自分の存在も否定されたような気がする。(40歳代 視覚障害 難病)

[98] 妊娠7ヶ月に入ってから夫が自分の両親に手紙で子供が生まれることを知らせると、夫の母から「生ませるつもりか、すぐに始末するように」と手紙が来た。(60歳代 視覚障害)

[99] 30歳代で結婚、夫はろう者。長男は2歳で眼を手術して、今は普通に見えるようになった。長男と同じような遺伝を心配した夫は、二人目の出産に反対した。(50歳代 盲ろう)

6. 家事・子育て・家族の介護 20件

家事もまた重要な女性役割と考えられているため、当人の健康を度外視してでもするべきと見なされる。[112]、[113]、[114]。「2. 夫や恋人などからの暴力」の[49]、[50]も参照を。子どもをもつこともまた、女性を価値

付けると考えられているため、もてないと見なされる障害女性の価値が低く見積もられる。子育てと仕事の両立の困難は、健常女性のそれと全く変わらない。しかし、子育て支援の必要性はいつそう高い。本人に対する介助の一部としてだけでなく、子育てに特化した介助が必要という声 [108] は、貴重な提案だ。障害で、あるいは他の理由であっても家事などができない場合は、他の人に仕事として託せる社会になってほしい。そうなることもまた、家事・子育て・介助を女性の役割として固定する、あるいは、できることをもって女性の価値とみなす考え方を考えるだろう。（「14. 希望すること」 [178] も参照を）

[100] 義妹から「お義姉さんは、赤ちゃんなんて産めないね」と言われた。（70歳代 肢体不自由）

[101] 「35歳までに子ども産んだらどうか。それ以降は産みにくくリスクが大きい。ただでさえリスクが高いから」と言われた（30歳代 聴覚障害）

[102] 仕事しながらの子育ては自分も夫（健常）も同じなのに、子供のことで仕事を休むのは私。健常の夫の仕事より軽くみられ、母親が休むべきという感じで強要される。（40歳代 視覚障害 難病）

[103] 子どもが小さいころ、手をつないで歩いていると、見知らぬ女性が子どもに「えらいわね。お母さんのことを助けてあげてね」と声をかけた。母親としてプライドが傷つく。（40歳代 視覚障害）

[104] 初めて出産した時、見舞いに来る人は必ず「耳は大丈夫？」「聞こえる子で良かったね。」と言った。普通は「おめでとう」なのに悲しかった。頑張ってる産んだのに、耳が聞こえない子だったら悪いのか。（30歳代 聴覚障害）

[105] 子育て中、周囲からの「（目が見えなくて）かわいそう」という言葉や奇異な視線に傷ついた。（50歳代 視覚障害）

[106] 両下肢障害。3人育てた。自分1人では歩けるが、子どもを抱くと歩けない。ベビーカーで行ける場所以外には出かけられなかった。当時は子育ては母親が担うものという時代で、男性の育児休暇も子育て支援策もなく、実家の母の助けがなければ無理だった。障害があっても安心して子どもを産み育てられる社会になってほしい。（50歳代 肢体不自由）※希望に再掲

[107] 結婚して子どもがほしいが、仕事を休めないのが我慢してきた。男性はパートナーに子育てしてもらえるが、自分は育てることまで考えねばならない。パートナーにも障害がある場合、女性障害者がそれも背負いがちだ。ケアは、女性がするものなのか。（30歳代 聴覚障害）

[108] 子どもはいない。自分の生活にも不足な介助を受けての子育てに不安があった。子どもへの介助があれば、もてたかも知れない。子育てしている障害女性の情報も欲しかった。（40歳代 肢体不自由）※希望に再掲

[109] 夫がちょっと家事を助けただけで「彼のおかげ、本当によくやっている」と褒められる。私はやって当たり前、できないと障害のせいとされる。子供の病気で病院に連れていくとき、「あんたがいても、かえって手がかかる」と言われた。(40歳代 視覚障害)

[110] できる家事は頑張ってやるのですが、疲れやすくて横になってしまうことも多い。それでも、やって当たり前だと思われている。(40歳代 精神障害)

[111] 視覚障害とくに全盲の人は、料理もできないと誤解する人が多い。人間ドックの食事に関する問診で「できるの? どうやって?」などと聞かれる。(40歳代 視覚障害) ※医療に再掲

[112] 私の夫は深刻なハウスダストアレルギー。主治医は私がうつ病で家事が辛いと知っているのに、掃除をするようにと私に言う。(50歳代 精神障害) ※医療に再掲

[113] 障害があってもなくても、家事、アンペイドワークは女性がすることになる場合が多い。障害があると女性の負担がさらに大きい。障害者運動も社会の縮図で、男性がすべてを運動に使い、ペアとなる女性は運動も家事もする傾向がある。(50歳代 聴覚障害)

[114] ヘルパーさんを入れて生活している。最近その時間を減らされ、私の仕事が増えた。来る時間も早めの午後で夕食の支度に早すぎ、ゆでた素麺がのびるなど不便がある。料理の手助けがもっと欲しいが、ヘルパーさんから「女なんだから、貴女がしなさい」と言われる。夫にはそんなことは言われない。(50歳代 知的障害) ※介助に再掲

[115] 親と姉の家族と同居している。家の中は姉が取り仕切り、自分は物のありがたかわからず、姉が病気のときにも家事を替われない。(50歳代 視覚障害)

[116] 女は家事をしなくてはとってしまう。母は共働きで家事もするが自分にはあんなにはできないと不安。「男性が家事を手伝うのは当然」と最近は言われるが、「手伝い」ではなく「同じにやって当然」ではないか。(20歳代 肢体不自由)

[117] 父を遠距離介護した時期、「娘だから親の面倒を見るのは当たり前」という周囲の態度が辛かった。(50歳代 精神障害)

[135] 初めての出産後里帰りをした時、近くの女性から「や～女の子で良かった。ちゃんと育てたら将来アンタの世話してくれて、アンタのお母さんも助かるわ。あんた、面倒見てもらおうと思って子ども作ったんやろ。」と笑いながら言われた。(30歳代 肢体不自由) ※無理解に再掲

[138] 育児に関して、周囲から無能扱いされる。育児の手伝いが必要な場面でも、なかなかさせて貰えなかった。(40歳代 視覚障害) ※無理解に再掲

7. 介助 16件

介助の場で性的被害が発生しやすいことを、「1. 性的被害」であげた。その要因となる、男性が女性の介助をする異性介助の問題が、深刻さでも、回答の数でも大きいことに注目して欲しい。人員の不足が、異性介助をやむを得ないとする理由になる。しかし、介助がする側の都合で行われる限り、人員が増やされても同性介助の実現は保障されない。介助は恩恵ではなく、人として当たり前に暮らすことの保障であることを再確認したい。介助は生活の質、そして生命を左右する。介助を受ける／するどちらの側にとっても、「その労働が尊ばれて相応の報酬がある社会に」することが必要だ。（「14. 希望すること」 [178] 掲載）

[114] ヘルパーさんを入れて生活している。最近その時間を減らされ、私の仕事が増えた。来る時間も早めの午後で夕食の支度に早すぎ、ゆでた素麺がのびるなど不便がある。料理の手助けがもっと欲しいが、ヘルパーさんから「女なんだから、貴女がしなさい」と言われる。夫にはそんなことは言われない。（50歳代 知的障害）※家事に再掲

[118] てんかん専門病院に入院中、風呂場で痙攣を起こした。自分に記憶はなく気づいたらタオル一枚ない全身裸で病室のベッドに居た。男性看護師2人が運んだらしい。（40歳代 精神・知的障害）※医療に再掲

[119] 施設で入浴の際、男性職員に体を洗われた。（70歳代 肢体不自由）

[120] 養護学校で、知的障害の同級生のトイレ介助を独身の男性教諭がしていた。見ているだけでも不愉快だった。（40歳代 肢体不自由）

[121] 私が中学部・高等部と通った養護学校では、小学部の障害女児のトイレ介助を男性教員がやっていた。（40歳代 難病 肢体不自由）

[122] 女性の介護者が、社会的に見くだされていると感じることがある。（50歳代 聴覚障害）

[123] 施設にいた頃、異性介助は禁じられていたし、実際になかった。女性の体力でできない場合は、男性がするのも仕方がないと思う。（60歳代 肢体不自由）

[124] 家族と暮らしていた頃、母が仕事に出る昼間はトイレに行かれず、手も使えないので食事はおにぎりに口を近づけて食べていた。（50歳代 肢体不自由）

[125] 28歳まで手動の車いすを姉に押ししてもらっていた。電動車いすを使える今は、一人でも外出する。30歳を過ぎてからの自立生活が17年目。当初は2時間しか介助を頼めず、足りない時間はデイサービスを利用した。（50歳代 肢体不自由）

[126] かつて国立病院に入院中、女性の風呂とトイレの介助、生理パッドの取り替えを男性が行っていた。女性患者は皆いやがって同性介助を求めたが、体力的に女性では無理だといわれた。トイレの時間も決まっていて、それ以外は行かない。トイレを仕切るカーテンも開けたままで、廊下から見えた。今も同様だと聞く。(50歳代 難病 肢体不自由) ※女性として、医療に再掲

[127] 姉妹で筋ジス。自宅では母に介助の負担がかかることを考え、姉と一緒に自立生活を始めた。(50歳代 難病 肢体不自由)

[128] 以前は、姉妹二人分の公的介助を使っても、介助者がいない時間が1日に2時間あった。その間に呼吸器が外れたら命に危険があり、時間を増やすよう市に交渉したが「お母さんに来てもらったら」と言われた。その後も交渉して今は一人に12時間ずつ、合わせて24時間カバーできるようになった。(50歳代 難病 肢体不自由)

[129] 施設では女性職員が介助をするが、病院では異性介助が行われ半ば規則化している。女性のトイレ介助も男性がする。物として扱われているようでとても嫌だが、次第に麻痺してしまう自分が辛い。女性看護師の負担と男性職員の増加が、異性介助の理由とされた。患者自治会のある病棟では異性介助をくい止めている。(50歳代 難病 肢体不自由) ※医療に再掲

[130] 家族と暮らしていた子どもの頃、私の介助を日常的に父親がしていた。高校生の頃から、自立生活センターの存在や「同姓介助」の理念を理解し、早くひとり暮らししたかった。自立生活後も実家へ戻れば介助は父親なので、戻らないようにした。(20歳代 肢体不自由)

[131] 中学生の頃にいた施設で、生理時の入浴を希望しても断られ、保護者から要望したら聞き入れられた。だが、下着をつけたままのシャワー浴だった。(年齢記入無し 肢体不自由)

[132] 施設で障害女性の入浴介助を、当然のように男性職員が行っていた。(20歳代 肢体不自由)

8. 無理解 26件

問題は、とても広い範囲でおきている。障害への理解を積極的にひろげる必要がある。また、社会のあらゆる場面で、障害の有る無しで分断されないことが大切だ。

[133] 精神病というだけで「怖い」と思われる一方、見てわからない障害なので、「だらしない」「わがまま」「心が弱いだけだ」と友人や家族に思われることが辛い。(40歳代 精神障害)

[134] うつ病で入院後、社宅の隣人に病気のことを話したら気の持ちようだといわれ、理解してもらえないのだと悲しい気持ちになった。(60歳代 精神障害)

[135] 初めての出産後里帰りをした時、近くの女性から「や～女の子で良かった。ちゃんと育てたら将来アンタの世話してくれて、アンタのお母さんも助かるわ。あんた、面倒見てもらおうと思って子ども作ったんやろ。」と笑いながら言われた。(30歳代 肢体不自由) ※子育てに再掲

[136] レストランで食事中じろじろ見られたり、白杖をけとばされたことがある。(60歳代 視覚障害)

[137] 役所の福祉サービス手続で家族構成をきかれ、私が答える前に「ご両親と同居ですね？」と言われた。実際は夫と子どもと居る。決め付けられるようで悲しい。(40歳代 視覚障害)

[138] 育児に関して、周囲から無能扱いされる。育児の手伝いが必要な場面でも、なかなかさせて貰えなかった。(40歳代 視覚障害) ※子育てに再掲

[139] 難病で腹部が膨らみを妊娠と誤解される。何ヶ月か、予定日は、男か女かとしつこく聞かれ、未婚の母と噂されたことも。病気ですと答えても信じて貰えず、または怖がられる。病院に向かうタクシーで「ここで産まないでくれ」。病院でも「お産の相談ですか？」とても嫌だ。体型を隠せる服がないので引きこもりがち。(40歳代 難病)

[140] 安心できる相手と思って病状を話したのに、その場で大きな声でみんなに伝えられた。(40歳代 難病)

[141] ある視覚障害者団体で自分の精神障害をカミングアウトしたら、凄い偏見にさらされ、障害者の中でも精神障害に対して偏見があるのを知った。(年齢記入無し 視覚障害 精神障害)

[142] うつ病の患者にとって、抑うつ状態の時はとても辛い。外に出られない、家事をしなくてはと思っても出来ない。決して怠けているのではないのに、ぐうたら主婦と見られる。身近な人にもこの辛さを軽くあしらわれたりすると苦しい。(年齢記入無し 精神障害)

[143] 幼少期、近所の女子に道を塞がれることが頻繁にあった。中学の頃、一度だけだがクラスメートの男子に歩く格好を真似された事がある。(60歳代 肢体不自由)

[144] インスリンの注射は、しなければ生命の危険が有るのに[自己注射]に理解がない。また、I型糖尿病の遺伝はごくまれなことが理解されない。妊娠・出産も例が少ないせいか、医師ですら知識が乏しい。医療のQOLは高くなって来たが、人の意識は早々には変化しないのか。(40歳代 難病) ※医療に再掲

[145] TV や雑誌を通して世の中に氾濫する「女性らしさ」の情報は、すらっとしたボディラインや料理が上手なこと、気配りがきいてさっと動けるなど、私の障害ではできないことだ。否定されているようで、嫌な気分になる。(40 歳代 難病 肢体不自由)

[146] パートナーの実家にいるとき、義兄の嫁が家事を一人でやっているのので、私は何もしなくて悪いような気がする。同時に何をすることも期待されていないことに苛立つ。(40 歳代 難病 肢体不自由)

[147] 言語障害を何回も聞き返され、子ども扱いされる。(30 歳代 肢体不自由)

[148] 私は脳性まひですが、子どもに遺伝すると間違えられ、いやな思いをした。(50 歳代 肢体不自由)

[149] 養子に迎えた子が障害者だった。近所の奥さんや知り合いに「どこの障害なの」と聞かれると辛い思いがする。(60 歳代 精神障害)

[150] 障害があると、一般の女性と同じような生き方は難しいと考えられている。そのことは子どものときから感じていた。(50 歳代 聴覚障害)

[151] 女性は「パートナーがいるかいなか」「誰のパートナーか」で値踏みされる。性差別、男女の不対等があり、異性愛を前提とした社会で、パートナーがいない人は何か欠けているという見方もあると感じる。(50 歳代 聴覚障害)

[152] 外見から障害があることがわからないため、外見で障害があるとわかる誰かと一緒にいると、近親者の立場で介護しているとみなされることがある。(50 歳代 聴覚障害)

[153] 大震災に遭い避難した先の旅館で人手が足りなくなり、避難している人も食事を配るなどするようになったが、自分は具合が悪くて手伝いができず、非難された。(40 歳代 難病)

[154] ストレスで髪が抜けていているのに、男性や‘おかま’に間違えられる。(30 歳代 知的障害)

[155] 同じ地域にろうの夫婦がいて、子ども二人もろう者だった。そのためか、近隣の方は私の子も耳が聞こえないと思っていたらしく、嫌な思いをした。(50 歳代 盲ろう)

[156] 母子自立支援施設に居たとき、私の白杖で他人の子がけがをする事故があった。私は施設を退所するまでの1年間、職員から白杖を取り上げられた。(50 歳代 盲ろう)

[157] 息子が結婚後、私と同じ難病とわかり、嫁から「子どもは生まない」「両親に申し訳ない」など、差別、偏見、世間体を気にした言葉に傷つけられる思いをした。(60 歳代 視覚障害)

[158] 自分がいないところで「Ｙさんはまともではない」といった話がなされ、それも嫌だが、「Ｙさんはピュアだから」と知人が反論したのがもっと嫌だ。知的障害の人がよくそういわれるが、精神障害も知的障害も、障害によって純粋なわけではなく普通の人間だ。(50歳代 精神障害)

9. 教育 11件

教育の場もまた、障害の有る無しによる分断があり、性別で異なる価値が付けられる場だ。その一方で、着替えや宿泊、身体測定などで男女それぞれが尊重されないという訴えもある。

[62] 大学の学生課にくるバイト募集で女性が応募できるものが1、2割程度しかなく、応募しても障害があるために拒否されることがあった。(50歳代 聴覚障害) ※就労に再掲

[159] 普通高校1年のとき体育の教師に、「運動能力に関係なく、身体障害があると自動的に成績評価は1だが、君は障害を克服しているから正当に評価する」と言われ、寛大でかつ「褒め言葉」だと受け止めたが、大学の福祉学科に進学して教授に話したら、「そんな差別的な教育がまだあったのか」と、あきれられ、初めて「差別的な教育体制の中において、自分もその健常者基準で自己評価し葛藤してきたこと」に気付かせられた。(50歳代 肢体不自由)

[160] 一般中学校の担任が女性だったから性にまつわる相談をしたのに、対応に難聴学級の男性教諭が出てきた。保健室の先生にも話を真剣にきいてもらえなかった。(30歳代 聴覚障害)

[161] 子供の保育所入所を門前払いされた。子に障害はなく、親の私の障害のためと思われ、区に抗議して入所できた。(30歳代 肢体不自由) ※制度に再掲

[162] 子どものときから動けず話ができず、勉強したいのに学校に行かせて貰えなかった。大人になったら独立すると希望を持ち、昭和30年代に障害児施設ができて14歳で入った。(60歳代 肢体不自由)

[163] 養護学校では、性別より障害の重さで勉強の内容に区別があった。職業訓練では性別で科目が違い、男子は技術、女子は家庭。自分は家庭科より技術を勉強したかった。大学進学の話はなかった。(40歳代 肢体不自由)

[164] 養護学校で男子の数が多く、男女別の更衣室があるのに男子が女子の所で着替えをすることがあった。体育は当時ブルマーで下着が見えて、生理の時恥ずかしかった。女性だったら自分の体を知るべきだ。学校で男女別の性教育はあったが不十分。しっかり教えてもらいたい。(30歳代 知的障害)

[169] 子どもの保育所にエレベーターがなく、参観日は危険を伴いながら自力で階段を上るか、夫にかつがれるのを余儀なくされる。(30歳代 肢体不自由)
※制度に再掲

[187] 養護学校の中学時代、発育測定で担任の独身の男性教員が体重計・身長計の測定をした。私は胸が膨らみ始めて、ノーブラだったので大変恥ずかしい思いをした。(40歳代 肢体不自由) ※女性としてに再掲

[188] 盲学校中学の修学旅行で、男女合わせて10人ぐらいが広い部屋に男女の間にさかいもなく宿泊させられた。寝た気がせず、嫌な思い出だ。今は改善されたが、私の在学中は更衣室がなく男女とも着替えは教室。中高時代にはとても嫌だった。(60歳代 視覚障害) ※女性としてに再掲

[199] 子どものときからスカートは好きではなかった。公立学校で女子の制服はスカートと決まって拒否できなかった。選択できればかなり楽だったと思う。(50歳代 聴覚障害)

10. 制度・慣例 20件

車いす用のトイレが男性の側にだけ設置されているという指摘が、複数届いている。トイレのあり方からも、性差別を知らされる。(「13. 医療の場で」の[191]にも[182]と類似の回答がある)。住居を得ることは、自立した生活に重要だ。しかし、障害があることを理由に賃貸住宅入居を断られる例は、実際はここに現れた以上に多いと考えられる。公営住宅がこの問題に対応してもらいたい。

[161] 子供の保育所入所を門前払いされた。子に障害はなく、親の私の障害のためと思われ、区に抗議して入所できた。(30歳代 肢体不自由) ※教育に再掲

[167] 児童扶養手当で、夫が重度障害で妻が健常の場合「母子家庭に準ずる」として、妻の年収により手当が受けられた。最近、妻が重度障害者で夫が健常者の場合も「父子家庭に準ずる」として手当が受けられるようになった。これはよいと思うが、今の日本社会では多くの場合男性の賃金の方が高く、そのため手当が受けられない場合が多い。夫婦の収入の合計が同じでも「母子家庭に準ずる」と受給できて「父子家庭に準ずる」と受けられない。本人の収入ではなく、配偶者の収入で受給が判断されるのはおかしい。(40歳代 視覚障害)
※経済に再掲

[168] 妊娠の健診の時、女性手話通訳者がいなくて男性だった。私も抵抗があったが、通訳者本人も困っていた。女性通訳者を増やす必要があるが、全体的にももっと必要。(30歳代 聴覚障害) ※希望に再掲

[169] 子どもの保育所にエレベーターがなく、参観日は危険を伴いながら自力で階段を上るか、夫にかつがれるのを余儀なくされる。(30歳代 肢体不自由) ※教育に再掲

[170] 15歳の頃、家出をして働きながら治療を続けたが、小児慢性疾患医療費助成の手続きができるまで医療費を自己負担できず、給料日まで注射を減らして高血糖昏睡で死にかけた。(40歳代 難病) ※制度に再掲

[171] 医療費は夫と合わせて毎月6万円。医療費はもちろん、所得保障や居宅介護などの公的な支援がないので負担感が大きい。(40歳代 難病) ※経済に再掲

[172] 交通事故の賠償は、将来の可能性ではなく現在の男女の賃金から算出されるので男女差が大きい。顔の傷の補償額は女性の方が多い。見かけが大事なのか。(20歳代 肢体不自由) ※経済に再掲

[173] 今は障害者への制度を利用しているが、介護保険に移行した場合、今までと同様のサービスが受けられるか心配。(60歳代 肢体不自由)

[174] サービス申請の窓口ではまず、助けてくれる家族はいないのかと聞かれる。福祉の職員は若い男性が多く、女性としての悩み——とくに、生理にかかわる症状は話せない。職員がしばしば入れ替わり、そのたびに病気の説明をしなければならない。(40歳代 難病)

[175] 新しい制度ができるとき、理解できるように情報を流してほしい。(30歳代 知的障害)

[176] 福祉のマンパワーが不足している。相談事業や生活支援が、当事者主体で行われて欲しい。知的障害、精神障害の当事者が事件に巻き込まれた場合、被害者であれ加害者であれ、解決に本人が主体となれるよう、支援体制があってほしい。福祉は権利であって、恩恵ではないということを、当事者にも支援者にも伝えたい。(50歳代 精神障害) ※希望に再掲

[177] 会社の上司から受けた性的被害の裁判で、上司の最初の行為が性的暴行であると認め慰謝料の支払いを命じた。しかし2度目以降の被害は認めず、会社の責任も認めなかった。(30歳代 肢体不自由)

[178] 家事が障害女性に負担な場合、カップルで分担するだけでなく、根っこにある性差別の問題を見るべき。また、性別に関係なく、障害や環境バリアや体調などのために家事やケアができない場合、他の人に仕事として託せる社会にしないと、また、そうした労働が尊ばれて相応の報酬がある社会にしないと解決しない。(50歳代 聴覚障害) ※希望に再掲

[179] 車イストイレが男性側にしかないときがあり、とても嫌な気分が入りません。(30歳代 肢体不自由)

[180] トイレの水の流し方がさまざま、外出先で不便を感じる。ひもやレバーまたはボタンを操作する、手をかざす、足でペダルを踏む、勝手に流れるなど。結局、流せないこともある。統一するか分かるようにしてほしい。(年齢記入無し 視覚障害)

[181] スーパーの身体障害者用トイレが男性用トイレの奥に設けられていた。しかたなく利用したが、今もこんな状況なのかと大変ショックを受けた。(40歳代 肢体不自由)

[182] ショートステイで入っていた施設のトイレはドアがなくカーテンのみだった。(40歳代 難病 肢体不自由)

[165] 離婚して2人の子と暮らす住宅探し、障害者・母子家庭は優先入居の制度がある市営住宅を希望したが入れなかった。健常者の母子家庭が優先入居していたのになぜと相談しても、特別扱いはできないくじを引いてくれとの事。くじ引いたが当たらなかった。民間アパートは、火を出されては困ると何軒も断られ、やっと障害を理解されて入居できたときは、とても嬉しかった。入居後も、温かく見守られた。障害者を一番支援しなくてはならない市が、何もできなかったのは残念だ。(50歳代 視覚障害)

[166] 離婚して子どもは私が引き取り、育てた。最初の3年は母子自立支援施設で暮らし、その後市営住宅に応募、1年たって7度目の抽選でやっと市営住宅に入居できた。(50歳代 盲ろう)

[225] アパートを改造して自立生活をしている。改造を嫌がる大家は多いが、自分の場合はスムーズに了解が得られた。(50歳代 難病 肢体不自由)

11. 女性として尊重されない 11件

性的被害を受ける障害女性が少なくないことはすでに示した。一方で、性を持っていることを無視した扱いも、障害女性には行われている。このどちらも、女性であることを尊重しない行為だ。

[64] 職場は、男性が私から見える位置で用を足したり目の前で平気で着替えたりする、男性中心の差別的な環境だった。子どもがいたので、懸命に働いた。(30歳代 肢体不自由) ※就労に再掲

[126] かつて国立病院に入院中、女性の風呂とトイレの介助、生理パッドの取り替えを男性が行っていた。女性患者は皆いやがって同性介助を求めたが、体力的に女性では無理だといわれた。トイレの時間も決まっていて、それ以外は行かれない。トイレを仕切るカーテンも開けたままで、廊下から見えた。今も同様だと聞く。(50歳代 難病 肢体不自由) ※介助、医療に再掲

[183] 女性としてではなく、障害者として扱われていると感じることがよくある。(40歳代 視覚障害 難病)

[184] 骨折で入院したとき、視覚障害ということで、ナースセンター横の病室に入れられた。見舞の友人からもう一人の患者は70代の男性と聞き、驚いた。必要があつてだろうが、60歳を越えても私も女性。男性患者と同室はいやだ。

(60歳代 視覚障害) ※医療に再掲

[185] 生理痛で婦人科を受診した時、診察台に座らされ「こんな状態でどうやって行為(SEX)をするの?できるの?」と言われ、怒りを感じた。(30歳代 肢体不自由) ※医療に再掲

[186] 人間として、あるいは女性として見てもらえないような気がして虚しくなる。(20歳代 精神障害)

[187] 養護学校の中学時代、発育測定で担任の独身の男性教員が体重計・身長計の測定をした。私は胸が膨らみ始めて、ノーブラだったので大変恥ずかしい思いをした。(40歳代 肢体不自由) ※教育に再掲

[188] 盲学校中学の修学旅行で、男女合わせて10人ぐらいが広い部屋に男女の間にさかひもなく宿泊させられた。寝た気がせず、嫌な思い出。今は改善されたが、私の在学中は更衣室がなく男女とも着替えは教室。中高時代にはとても嫌だった。(60歳代 視覚障害) ※教育に再掲

[189] 子どもの頃から、女性であることより障害者であることの方が前面にあつて、女性として扱われていないと感じる。(40歳代 難病 肢体不自由)

[190] 理学療法士や車いすの業者は男性の場合も多く、性をまったく意識せずに身体に触ってくるので不愉快だ。(40歳代 難病 肢体不自由)

[191] 初めてのお産で病院の助産師が、座薬を入れた私をトイレに引っ張って行き「鍵は閉めないでね!」と言って去って行った。誰もいなくても個室を開け放しにはできず、陣痛に耐えながら扉を閉め鍵をかけて用を足した。(50歳代 視覚障害) ※医療に再掲

12. 医療の場で 16件

医療者に対して、障害の有無にかかわらず医療を受ける側の立場は弱くなりがちだ。この差を縮めるには、医療者と患者の対等な関係が築かれて、医療者には障害と障害女性に対する、より正確な情報と認識をもってもらいたい。

[13] 胃の検査で姿勢の説明を受ける時、男性の医師が身体にさわりながら指導したので抵抗を感じた。分かりやすく考えたのだろうが、手振りか紙に書いて欲しい。(30歳代 聴覚障害) ※性的被害に再掲

[91] 最初にかかった精神科で主治医に、「女性で良かったね。障害者になつても家族や配偶者に養ってもらえる」と言われた。女は働かない、家族が面倒を見るという考えは許せない。(20歳代 精神障害) ※就労に再掲

[94] 子宮筋腫がわかったとき、ドクターは子宮を取れば治ると言った。私が「赤ちゃんが産みたい」というと「えっ!!」と驚かれ、それを聞いて私は大泣

きした。女である自分を否定された気がした。両親にも同じ反応をされたらと怖くて、言えなかった。(40歳代 肢体不自由) ※性と生殖に再掲

[111] 視覚障害とくに全盲の人は、料理もできないと誤解する人が多い。人間ドックの食事に関する問診で「できるの? どうやって?」などと聞かれる。(40歳代 視覚障害) ※家事に再掲

[112] 私の夫は深刻なハウスダストアレルギー。主治医は私がうつ病で家事が辛いと知っているのに、掃除をするようにと私に言う。(50歳代 精神障害) ※家事に再掲

[118] てんかん専門病院に入院中、風呂場で痙攣を起こした。自分に記憶はなく気づいたらタオル一枚ない全身裸で病室のベッドに居た。男性看護師2人が運んだらしい。(40歳代 精神障害 知的障害) ※介助に再掲

[126] かつて国立病院に入院中、女性の風呂とトイレの介助、生理パッドの取り替えを男性が行っていた。女性患者は皆いやがって同性介助を求めたが、体力的に女性では無理だといわれた。トイレの時間も決まっていて、それ以外は行かない。トイレを仕切るカーテンも開けたままで、廊下から見えた。今も同様だと聞く。(50歳代 難病 肢体不自由) ※女性として、介助に再掲

[129] 施設では女性職員が介助をするが、病院では異性介助が行われ半ば規則化している。女性のトイレ介助も男性がする。物として扱われているようでとても嫌だが、次第に麻痺してしまう自分が辛い。女性看護師の負担と男性職員の増加が、異性介助の理由とされた。患者自治会のある病棟では異性介助をくい止めている。(50歳代 難病 肢体不自由) ※介助に再掲

[144] インスリンの注射は、しなければ生命の危険が有るのに[自己注射]に理解がない。また、I型糖尿病の遺伝はごくまれなことが理解されない。妊娠・出産も例が少ないせいか、医師ですら知識が乏しい。医療のQOLは高くなって来たが、人の意識は早々には変化しないのか。(40歳代 難病) ※無理解に再掲

[170] 15歳の頃、家出をして働きながら治療を続けたが、小児慢性疾患医療費助成の手続きができるまで医療費を自己負担できず、給料日まで注射を減らして高血糖昏睡で死にかけた。(40歳代 難病) ※制度に再掲

[184] 骨折で入院したとき、視覚障害ということで、ナースセンター横の病室に入れられた。見舞の友人からもう一人の患者は70代の男性と聞き、驚いた。必要があつてだろうが、60歳を越えても私も女性。男性患者と同室はいやだ。(60歳代 視覚障害 精神障害) ※女性としてに再掲

[185] 生理痛で婦人科を受診した時、診察台に座らされ「こんな状態でどうやって行為(SEX)をするの?できるの?」と言われ、怒りを感じた。(30歳代 肢体不自由) ※女性としてに再掲

[191] 初めての出産で病院の助産師が、座薬を入れた私をトイレに引っ張って行き「鍵は閉めないでね！」と言って去って行った。誰もいなくても個室を開け放しにはできず、陣痛に耐えながら扉を閉め鍵をかけて用を足した。(50歳代 視覚障害) ※女性としてに再掲

[192] 妊娠中の検診で、内診台のカーテンを閉めてもらえなかった。締めて欲しいと告げると、「見えないんだからいいじゃないの？」と言われ、激怒した。(30歳代 視覚障害)

[193] 病院で乳がん検診触診の際、男性医師が「子供をつくらなかったの？できなかったの？」と聞いた。問診としても不愉快な言葉だ。子宮がん検診では「検査後出血があるかも知れないのでご主人に確認してもらいなさい」と。「確認しなさい」だけで良いのに。(40歳代 視覚障害)

[194] 義足の技術者はほとんどが男性。作るとき、男性技術者の側にも遠慮があり必要な相談をしにくい。身体介助と同様、同性の技術者あるいは同席者が必要だ。(20歳代 肢体不自由)

13. 経済的な問題 5件

5件は、多くない数字だ。しかし逆に、障害女性が経済から疎外されている状況を物語っているのかも知れない。経済の問題としては語られていないが、性的被害があったり労働者としての権利が守られない職場で就業を続けざるをえないことも、経済的な問題と見ることができる。

[167] 児童扶養手当で、夫が重度障害で妻が健常の場合「母子家庭に準ずる」として、妻の年収により手当が受けられた。最近、妻が重度障害者で夫が健常者の場合も「父子家庭に準ずる」として手当が受けられるようになった。これはよいと思うが、今の日本社会では多くの場合男性の賃金の方が高く、そのため手当が受けられない場合が多い。夫婦の収入の合計が同じでも「母子家庭に準ずる」と受給できて「父子家庭に準ずる」と受けられない。本人の収入ではなく、配偶者の収入で受給が判断されるのはおかしい。(40歳代 視覚障害) ※制度に再掲

[171] 医療費は夫と合わせて毎月6万円。医療費はもちろん、所得保障や居宅介護などの公的な支援がないので負担感が大きい。(40歳代 I型糖尿病) ※制度に再掲

[172] 交通事故の賠償は、将来の可能性ではなく現在の男女の賃金から算出されるので男女差が大きい。顔の傷の補償額は女性の方が多い。見かけが大事なのか。(20歳代 肢体不自由) ※制度に再掲

[195] 収入の少なさが問題。年金がまとめて振り込まれるのもよくない。(30歳代 知的障害)

[226] 全介助の人は、公的サービス以外の部分は自己負担。年金だけでこの自己負担をすると大変な額になる。私たちは贅沢したいわけじゃない。普通の生活がしたいだけなのだけれど、国からも市からも制限される。(50歳代 難病 肢体不自由)

14. 希望すること 8件

回答の中には、困難の訴えだけでなく、困難の解消に向けた希望あるいは提案があった。これからの施策にぜひ活かして欲しい。

[106] 両下肢障害。3人育てた。自分1人では歩けるが、子どもを抱くと歩けない。ベビーカーで行けるところ以外には出かけられなかった。当時は子育ては母親が担うものという時代で、男性の育児休暇も子育て支援策もなく、実家の母の助けがなければ無理だった。障害があっても安心して子どもを産み育てられる社会になってほしい。(50歳代 肢体不自由) ※子育てに再掲

[108] 子どもはいない。自分の生活にも不足な介助を受けての子育てに不安があった。子どもへの介助があれば、もてたかも知れない。子育てしている障害女性の情報も欲しかった。(40歳代 肢体不自由) ※子育てに再掲

[168] 妊娠の健診の時、女性手話通訳者がいなくて男性だった。私も抵抗があったが、通訳者本人も困っていた。女性通訳者を増やす必要があるが、全体的にももっと必要。(30歳代 聴覚障害) ※制度に再掲

[176] 福祉のマンパワーが不足している。相談事業や生活支援が、当事者主体で行われて欲しい。知的障害、精神障害の当事者が事件に巻き込まれた場合、被害者であれ加害者であれ、解決に本人が主体となれるよう、支援体制があつてほしい。福祉は権利であつて、恩恵ではないということを、当事者にも支援者にも伝えたい。(50歳代 精神障害) ※制度に再掲

[178] 家事が障害女性に負担な場合、カップルで分担するだけでなく、根っこにある性差別の問題を見るべき。また、性別に関係なく、障害や環境バリアや体調などのために家事やケアができない場合、他の人に仕事として託せる社会にしないと、また、そうした労働が尊ばれて相応の報酬がある社会にしないと解決しない。(50歳代 聴覚障害) ※慣習に再掲

[196] 障害者は何もできないと思ひこむ人が多い。とくに福祉関係者、医療従事者が正しい理解で接してくれたら、障害者女性はもう少し安心して暮らせる。国が研修などやって欲しい。(40歳代 視覚障害)

[197] 障害者の問題に男女の視点が入らないこと自体が「差別」だと思う。男女差を積極的に肯定し、障害女性が健常・男性社会にあわせるのではなく、障害女性がありのまま社会参画できる環境が必要。(30歳代 聴覚障害)

[198] 10歳の頃電車で痴漢に遭った。子どもでも性的被害にあう。小さいときから性の知識と権利に関する教育と、近親者に相談できない場合は安心できる相談窓口と連絡方法を周知してほしい。(50歳代 聴覚障害)

15. その他 25件

他の項目に当てはまらないという消極的な理由だけではなく、読んでもらうことの大切さを思った回答が集まっている。

[200] ある新聞社から、かなり悪質で強引な勧誘をされた。(40歳代 視覚障害)

[201] 持ち物を移動されて困ったことがある。捨てたはずのゴミが、持参していたバックや財布に戻されていたことがある。(40歳代 視覚障害)

[202] 道路を歩くとき、自転車が歩道を飛ばすのでこわい。知り合いがひき逃げされ、私も危険な体験をした。最近の電気自動車も音がしないので危険。(60歳代 視覚障害)

[203] 私の足で歩きやすい既製品の靴が見つからず、注文しても不具合。靴選びに困っている。だんだん歩かなくなった。筋力が弱らないよう、家のなかで体操している。(60歳代 肢体不自由)

[204] 隣の家の人から「うるさい」と言われ、TVを消して無言で過ごしても言われた。ドア前で待ち伏せされたり、聞こえないことで会話がスムーズにいかずキレかけられたこともある。脅されたりして恐怖を感じ、解決のため引っ越した。(20歳代 聴覚障害)

[205] 中年以降、体力が落ちることに不安を感じながら暮らしている。(60歳代 肢体不自由)

[206] 視覚障害ですが、差別を受けたという程の経験はありません。(年齢記入無し 視覚障害)

[207] 習い事で楽器を購入したとき、師匠から「あなたは恵まれすぎている。目が悪いのに結婚してもらって、一銭も稼がないのに楽器なんて買ってバチが当たります。人の何倍も旦那様につくさないと、いつか愛想をつかされますよ」と言われた。同じとき楽器を購入した同輩も専業主婦だが、そんなことは言われない。悔しかった。(60歳代 視覚障害)

[208] 人として当たり前の暮らしを送りたいだけなのに、障害があるせいではなかなかうまくいかない。障害そのものよりも、社会の偏見がひどいと常を感じる。(20歳代 精神障害)

[209] 糖尿病女性の妊娠・出産への無理解は、病気への無理解であって、女性である生き辛さとは違うかも知れない。「女であること」「病気(障害)であること」を利用している部分も有るので、一方的に被害者では居られないと思

う。[病気（障害）が社会的に認知されていない]不利益の方が、[障害のある女性]としての不利益より余程大きいと思うこともある。（40歳代 難病）

[210] 家の中でも私は肩身が狭い。ヘルパーが選んで買ったバッグはあまり使いたくなくても、そのヘルパーとの外出時には持っていく。せつかく選んでもらったんだから。（60歳代 視覚障害）

[211] お母さんが亡くなったとき、知らせて貰えなかった。親戚の結婚式に兄弟は呼ばれたが、私は呼ばれなかった。（50歳代 知的障害）

[212] 私の場合、具体的にこういうことで差別をされたというより、子ども時代から世の中のあるべき女性像と、現実の自分とのギャップで傷ついた。大人になっても、まわりの女性と自分をくらべ、傷つきそうになる。なかなか、自分のありのままを肯定しにくい。（40歳代 肢体不自由）

[213] とにかく思春期には、とにかく自分の姿に強い劣等感を持っていた。（60歳代 肢体不自由）

[214] 物心ついてからずっと、下肢障害があることで苦労した。どんなに頑張っても、二本そろった足がないと就職も難しく、結婚なんてできないと思ってきた。「脚線美」、「美尻」などの言葉に出会うたび心がすくむ。同じポリオでも男なら「美」という観点で悩まなくていいし、仕事場で健常者と勝負ができるから、男に生まれればよかったと思う。障害プラス女性のダブル差別を生きるための防御で、肩ひじ張ることにも疲れた。障害も女ということも武器にして、健常者の中でうまく泳いでいるような気もする。それは、いつも演技をしていること。相手が障害を受け入れるか、敏感に察知してうまく合わせる。どこまでが自分で、どこからが演技かわからない時もあり、疲れる生き方をしていると思う。（50歳代 肢体不自由）

[215] 障害者運動をやっていて、女性の「物腰の柔らかさ」や「リーダーシップをとる男性と多くの障害者がコミュニケーションを取るための通訳力」が利用されている感じがする。女性はいつも、男性リーダーのサブ的役割を期待されている。（40歳代 難病 肢体不自由）

[216] 30代で24時間介助の交渉をしたが、女性で若くて障害者であることが三重苦に感じられた。（40歳代 難病 肢体不自由）

[217] 「女は綺麗にしていなければ」など、自分にもすり込みがある。障害があることは、女性としての価値が下がる気がする。ボーイフレンドに義足であると打ち明けるには勇気が要った。義足であることも歩き方も、男性なら男女ともこんなに気にしないだろう。（20歳代 肢体不自由）

[218] 5、6年前から寝たきりに近くなり、ストレッチャーのような車椅子で外出せざるをえなくなった。こんな無様な格好を知っている人達に見られるのはつらく、とても悲しい。けれども、他に選択肢も無く、同じような条件で外

出される方と話した事も無い。他の女性たちがどう思っているのか知りたい。ずっと横になっているので、帰宅時には髪はぐしゃぐしゃになっている。スカートをはくことも出来なくなった。捨ててしまえばいいのだろうが、そうしたら一生座ることを放棄する気がして、それも出来ない。今はそんなに気にはならなくなったが、所詮おしゃれをしたところで、どうせ寝たきりという気持ちがつきまとう。こうした気持ちを同じ境遇の他の女性と話す事が出来れば、気持ちの整理がつくのかもしれない。美しくありたいとは、誰でも思うことであろう。でも所詮、寝たきり。(50歳代 難病 肢体不自由)

[219] 7歳のころから、スカートや赤系の色に違和感があったが、女の子だからと家族は着せたがった。抵抗し、12歳ごろから出回りだしたジーンズをはくようになった。たぶん障害があるゆえに、わりあい早くに、家族から服装についての文句を言われなくなった。(50歳代 聴覚障害)

[220] 障害児は学校を出るとそのまま施設へ、あるいは親の家から施設へと、世界が狭い。(30歳代 肢体不自由)

[221] 施設から出てひとり暮らしをしたいと知人に話したとき、「自立したければ結婚相手を見つけるのが近道」といわれた。まずは自らの自立をと考えていたので悔しかった。(40歳代 肢体不自由)

[222] 人を信じなければ人の助けを受けて生きることはできないが、自分は人を信じられない。自立できず家族と暮らす障害者がどれほど気を遣い、苦労しているか知って欲しい。(50歳代 視覚障害)

[223] 家では親兄弟に抑えられる。自分の人生は自分で決めたいから19歳で障害者センターに入り、さらに就職して寮に入った。施設で何もかもやってもらう生活はいや。自分でやりたいから一人暮らしをしている。障害があってもなくても、女性の一人暮らしは「いつでも来い!」の気持ちが必要。セクハラにあっても「何する やめろ!」とバシッと言う。ヘルパーさんと温泉に行つて、「税金で温泉に来るな」と立ちふさがるお婆さんとも、たたかって話をつけた。(60歳代 肢体不自由)

[224] 同じ病気でも男性の方が生きやすいだろう。男性は、人にももの言ったり介助を頼むことがしやすいように見える。(50歳代 難病 肢体不自由)
以上、227の回答すべてを紹介した。

全体を通して——次のことが言えるのではないだろうか

* 今回の調査は障害女性のみを対象としたが、障害をもつ人の中で男性にとってよりも女性にとって、より深刻と考えられる問題が見えた。異性介助がその一例だ。男性が女性の介助をする異性介助の問題の多さを「7. 介助」で指摘した。その反対の、女性が男性を介助する場合については、問題とされること

は少ない。固定化された性別役割分業で“女性は人の世話をするもの、男性はそれを受けるもの”と見なされること、また、女性から男性に対する性的加害が比較的少ないことが、その背景と考えられる。

* 家事や子育ても、男女が分かち合うものであるはずだが、女性の仕事と見なされてきたために、その分野の社会的サービスが不足すると、障害女性の負担が増える。そのために、結婚や子どもをもつことを諦めるなど、家族を形成する権利が脅かされる。また、健康が脅かされる。

* 学校で生徒が、病院で患者が、職場で部下が弱い立場におかれがちな場面で、障害をもつことと女性であることから、障害女性の立場はより弱くなっている。

* 経済的自立の困難は、障害女性にとっては貧困の問題にとどまらず、性的被害など他の問題に結びつく。

* このように、障害女性の困難は、障害者差別と性差別が複合していることが明らかだ。これを解消するために、障害女性に直接届く施策が必要不可欠だ。

そのために必要なことは

* 障害者について行う調査は、性の違いによる格差を認識し、性別の集計を行うこと。法・制度・施策の決定過程に、障害女性当事者が参画すること。教育をとおして障害女性の自己評価を高める。就業率を高め、経済と生活の自立を可能にすること。

* 差別を受けたとき、訴えられる窓口の充実。とくに性的被害については、公的な窓口で全ての障害に対して、また成人に限らず子どもにも対応するサービスが必要だ。性的被害の被害者にならないために、性と身体を知り、自分の意志を表明できる教育と情報提供も求められる。

* 伝統的、社会的に女性の役割と見なされてきた家事・育児などができない、または手助けを必要とする場合、それを“欠如”と見るのではなく、他の人に仕事として託せることを可能にすること。

* 障害と障害をもつ人について、より正しい知識と認識を普及する。“障害をもつ人は何もできない”といった誤解をとくこと。

私の生きにくさは～障害女性の語りから～

AさんからGさんの語りは、面接調査で聴かせていただいた内容を編集したものです。できるだけご本人の言葉に忠実にまとめることに努めました。HさんとIさんは回答票に寄せられた声です。Jさんは回答と面談双方にご協力いただきました。

■ Aさん 視覚障害 50歳代

私は姉の家族と同居しているんですけど、お勝手は姉が主でやっているんです。見える人のやりやすいようにしてあるからね、そこへ私が何かやるのはできないんですよね。数年前姉が具合が悪い時があって、義兄と甥に家事をやってもらったんだけど、その時はこたえた。心が小さくなった。言ったら家族崩壊になることがあって、その出来事は20年も前。義兄に触られるとか、あって……。一度二度そういうことがあると怖いと思ってしまって……。一番屈辱的なのは、そういう出来事があっても、親や姉に言えないこと。でも一緒にいなくちゃいけないくて、親も「出ていかないでくれ」と泣いているし、私自身家を出る力もないし、外からの助けも当時は受けられる状況じゃなくて……。

私は生まれつき見えてないから、姉が親から「妹の面倒を見るんだよ」と言われ続けて、そうしなくちゃと思いついてるから、別々に暮らすとかは、世間体も気にするし、難しい。人目につかない所でやられるよね、どこで見てるかわからないとかあって、今でも義兄が家にいる時間は、部屋を出ないとか、足音がするとハッとするとか……。

相談する人がいたから、外へ出てサークルや信仰で出会いがあったから、まあなんとかやってこれたかなという気がしますね。

私は男の人を好きになっちゃいけないと思ったり、出会っても「そんなことする人かな」って、まず考えてしまう。私たちは人を信じなければ生きていけないんだけど、不信感を持つちゃう。前に精神的におかしいことがあったので、身内といっても信じてもらえないことが結構あってね。判断を尊重してもらえない、「見えないから、わからないから、やってあげてるんだ」って、いいように使われているような気がする。家族と暮らす障害者がどれほど気を遣い、苦労しているかを知ってほしいよね。

去年、家を出たいということがあったんだけど、支援センターの職員に聞いてもらえなくて。姉と私の言うことは食い違っていて。私はあったことを、そのまま伝えているだけなのに、姉の言うことを一方的に信じて、「あなたの言っていることは信用できない」って言われて……。姉は見えないと何もわからない。だから外へは出せないっていう方に持っていこうとするからね。

なぜ健常者の言うことは信じて、私の言っていることは信じてくれないのって……。これじゃ、本当に虐待が起きててもわからないじゃないのって、支援センターの職員なのに、こうなんだって……。両方の言うことを聞くんじゃないんだって……。それでまた「気をつけなくちゃ」と思うんだよね。

聞き手：その職員の方は、障害はないんですか？

ない、ない！福祉の前は他の仕事をしてみたいだね。あの人、支援センターに向いてない！健常者の人はわからないんだよね。わかろうとしないっていうか……。何言っても相手にしてもらえないじゃないの、押さえつけて終わりじゃん、「そら、できないでしょ」って……。言わせてもらえない、信じてもらえない、自分たち、そんなことに向き合うの嫌だから、自分はちゃんとやってるって、思いたいから。そういうことの連続だったんだと思う。でも「そういうことは知りませんでした」じゃ許されないって、「知らなかったんじゃない、見なかったでしょ、聞かなかったんでしょ」って、私は思ってる。でも、一方的に被害者意識的に話しているわけじゃない。プライドが許さない。人として障害者も健常者も同じ人間だというなら、被害者意識の中だけで話してはいけない。それが本当のプライドと思う。だからそういう風にしたいの。

■Bさん 脳性まひ 40歳代

中学ぐらいの時、生理が始まったばかりの時に、ちらっと話が出たよ。介助が必要になるから「なくてもいいんじゃないの」って、母親から冗談に。

聞き手：子宮を取るということですか？

少し考えたんだけど、体調に悪いからやめようって、いうことになって。取ってしまうと子どもができなくなってしまうし、そのままにしようということになった。私の少し前の人には、そういうことも、ちょこちょこあったみたい。知り合いで実際取られたという人もいる。

十代の頃から結婚できるかな、子ども育てられるかなとも思っていた。事実婚しているんですけどね。37、8歳ぐらいの頃、考えたんだけど、自分の生活でも手一杯なのに、やっぱり子どもつくれなかった。その時の介助時間は一日12時間。お互いが重度だと、自分のヘルプも含めてどうかなと……。どっちかが歩けたりするといいんだけどね。あの時は電動で動けていたのが、介助が必要になったりして、身体がきつくなってきた時期だったので踏み切れなかった。

聞き手：どんな支援があれば、よかったですと思いますか？

子どもができると時間数が増えるといいんだけどね。親とは別に。それと子育ての情報。身近に子育てしている人はいなくて聞けなかったの。

■ Cさん 肢体不自由 20 歳代

左大腿切断で義足を使用して生活しています。交通事故で障害者になったんですけど、遺失利益は現在の男女の就業、賃金から割り出されるので、男性よりかなり低い賠償額になってしまいました。大学に入る前に事故にあったんです。私は男性と同じ仕事をして同じようにお給料を受けとろうと思っていたのに……。顔に障害を負った人は、男性の方が金額が低いと聞いたことがあります。女性は見かけで判断されるってことですよね。同じ障害で同じ状況であっても、男女でまったく違っているのは何なのって……。かなりの差別ですよね。女性は家事をしなくてはともってしてしまうんですよね。母は人並み以上に働いて、人並み以上に家事をして育児をして……。自分は障害のこともあるし、体力もないので、全部やるの無理だなと思いますね。不安ていうか、不可能な気がしますね。私の思い込みかもしれないけど、女性って、きれいにしていなくっちゃとか、かわいい恰好していなくっちゃとか、刷り込みがあるんですよね。歩き方が変なのも、杖を持つのも嫌だし、義足の臭いも、男性ならこんなに気にしないと思ったり……。義足の技師はほとんどが男性なんです。大腿義足なので、付け根の方までちゃんと見てほしいのだけれど、遠慮されてしまう。こちらは必死なんですよね、歩けないと困るから。伝えようと思って、「ちゃんと見てください」って言うんだけど、「いいよ」とか言って、お互いにやりづらい……。ちゃんと触ったりした方がいいと思うんですよね。躊躇せずに。それができなくて……。大事な義足ですから、納得いくまでやってほしいんですけど。女性で障害を持っていることは、価値が下がる気がしていて、誰かを好きになる時にすごくマイナスになる気がするんですよね。見た目ではわからないので、付き合いだしてから言うまでに時間がかかりました。受け止めてくれたので自信になりましたけれど……。

■ Dさん 進行性筋ジストロフィー 50 歳代 国立病院の筋ジストロフィー病棟で聞き取りを行う

一番辛いのはトイレ介助です。30 歳代から人手を借りるようになって……。施設の中では女性職員にやってもらえるんですけど、男性職員が嫌だとか病院では言えないんですよね。勝手にトイレに入ってくるし、選択はできないんですよね。「女性の方と代わってもらえますか」というと、女性の看護師さんがくるんですけど、「しょっちゅうこんなこと言われたら私たちの仕事が増えて、

男性の職員の仕事が少なくなる、職場が成り立たなくなるから、規則に従ってほしい」と言われるんですよ。

最近では慣れてしまうというか、女性としての感情はいくつになっても恥ずかしいとか、あるんですけど、最初にあった感情とか、最近はない。そんな自分が辛いっていう……。

最近はお風呂も男性が入れる病棟もあるんですよ。お風呂だけは「代わってください！」って、言いますけどね。言えない人はお風呂も我慢していらっしゃる……。この病棟は自治会があるために菌止めがかかっていると思います。今回の入院は4ヶ月になります。気管切開のためです。

中二で筋ジスと診断されて、高校までは普通高。卒業しても行くところがなくて、授産施設に入りました。2007年から2年間入院して、退院して、地域のCILの支援を受けて自立生活を始めました。入院しなかったら、CIL*に出会って地域へ出たいとも思わなかったかもしれない。病気も悪いことばかりじゃない。自立生活をわかるまでに時間がかかったけどよかった。

CIL(the Center for Independent Living)とは、自立生活センターを意味します。障害を持つ誰もが地域で暮らすために、障害者自身が必要なサービスやサポートを考え、つくりだし、活動する組織です。

「私、今までやってもらっているばかりだった」と気がついたの。今までは授産施設、そして入院、引かれたレールを歩いていた。選択することをしてこなかった。

今もバリアがあって、外に出にくくて、施設の中で暮らしていれば、嫌な思いをする経験もないですよ。授産施設にいた頃、脳性まひの女の子がアパート暮らしを始めたんだけど、歩き方とか目立って、道で子どもたちに「おっぱい触らせろ」とか、セクハラみたいなこと、されて泣いてました。男なら、からかいはあっても、性的な嫌なことはないでしょう。

結婚は、少しずつ障害が重くなると踏み切れないっていうか……。私の周りは結婚して子育てしている人も多いんですけどね。

聞き手：同じ患者で、男性と女性で生きにくさは違うと思いますか？

男の方が生きやすい気がする。できないことが多いから、頼みごとをするけれど、男の方がずばずば言える気がしますね。男性は女性職員に頼んでも、そんなに恥ずかしいってないじゃないですか。女性はトイレにしても、お風呂にしても、気を使う場面が多いんじゃないかって……。

■ Eさん 知的障害 30歳代

私、今ストレスで髪が全部抜けてるんですね。男性に間違えられて、それと、がたいがでっかいので、“おかま”に間違えられちゃうんですね。でも、海外とかに行くと、ぜんぜん平気なんですね。日本って、髪の毛が重要なのかなと……。

私、周りを見すぎちゃうんじゃないかと、こんなこと言ったら傷つけるんじゃないとか。今なんかおじいちゃん、おばあちゃんの仕事を普段しているので。認知症の人の言うことをずっと聞いてたりしているので、それが負担じゃないかと。仕事はデイサービスと夜間のヘルパーもやらせてもらっています。周りの職員にも気を使いすぎているんじゃないかと……。

人に「いやだ」とか、「これお願いね」って言えます？言えないですよ。女性って、そういうこと多いじゃないですか。

自分の障害が小学4年生の時にわかったんですね。私は知的障害でも今で言う学習障害。勉強ができなくて、いじめにいっぱいあったんです、先生とかにも。それで中学は特殊学級に行ったんです。先生が「無理して高校に行かないで働きなさい」と言われたんですけど、私としては友だちがほしくて養護学校へ行きました。

養護学校へ行ったら男が多いんですね、男女着替える部屋はあるんですが、男子が女子ロッカーで着替える時もあるんですね。

体育の時、今はたぶん短パンとかと思うんですが、私たちの時はブルマーだったんですよ。だからすごい下着が、生理の時なんか見えちゃうんですよ、「あいつ、生理になったー！」っていう男性陣がチョロチョロあって、私たちは恥ずかしい……。

軽度な知的障害って、介助も必要じゃないし、そんなに悩むことはないんじゃないですか？でも私、4回ストーカーにあったことがあって、それは嫌でしたけど。本人活動をやっていて、毎日駅や職場に電話かけたり来たりして、それは気持悪かったですね。

聞き手：本人活動で知り合った人ですか？どうやって止めさせましたか？

そうですね。ストーカーは全部で4人いたんですよ。相手の親に相談しましたね。グループホームに住んでいる人もいて、職員に言いました。

聞き手：知的障害の女性が男性から性的被害を受けたり、つけ込まれたりという例を聞いたことがありますか……。

二種類あると思うんですね。イエス・ノーが言える子・言えない子、逆にお金をくれればついて行くとか……。障害者って、給料すごく少ないじゃないですか、年金のない時でも欲しいものはあるでしょ。お父さんがいなくて寂しくてという人もいるかな。

聞き手：知的障害の女性が暮らしやすくなるためには、何が必要だと思いますか？

第一は情報。女性だったら自分の体を知るべき、でも誰も教えてくれない。学校も教えてくれない。見直ししてほしい。新しい制度ができてはわからない。ちゃんと情報がないのはやだなって……。正しい情報を流してほしい。二番目はお金かな。年金の振込みも一ヶ月ごとにしてほしい。

■ Fさん 脳性まひ 60歳代

私は小さい時は寝たきりでしゃべれなかったし、福祉もなかった。でも私子どもの時から自分で生きていこうと……。大人になるのが待ち遠しかった。田舎ですので暮らしも厳しかった。学校教育も受けてないんですよ。私勉強したかった。

14歳の時に地域の施設ができて、そこへ入って、その後職業を教わりながらリハビリを受けるセンターに行った。3年ぐらいかな。私は実家に戻りたくなかった。親兄弟がいれば自分の意見とか思いを抑えられてしまう。「お前は身体が動かないのに生意気言うな」って、自分がなくなってしまふ……。自分の人生、自分で決めたいわけよ。

一般会社へ入って、アパートで一人暮らしを始めて、お風呂もありませんでした。今では考えられません。波乱万丈の中、打ち勝ってきた人生ですから。(笑) 松葉杖で歩いていて、やくざが馬鹿にしてきて、「来るなら来い！」って言ったんですよ。障害者関係なく、女性が世の中で一人暮らしするには、そのくらいの気構えが必要！セクハラなんかもありますよ、その時は毅然とバシッと言いますよ。

結婚したことはないの。私の人生振り返って、辛いことも苦しいこともあったけど、楽しく思うね。

今、朝と夕方にヘルパーさんが来る。お風呂は近くの温泉に行くんだけど、移動介助の時間数が足りない。温泉でどっかの婆さんが私の前に仁王立ちして「こんなの税金の無駄使いだ」と、私に言ったんだよ。

聞き手：ヘルパーさんを活用することが、税金の無駄使いと言ったんですね。

それで後になっても気持ちが治まらない。温泉の施設長に言ってもぜんぜんだめだから、福祉課に言った。そうしたら課長が「温泉の近くに施設があるからそこへ行きなさい」と言った。

「何を言うかー！！」と怒った。

聞き手：施設の入浴サービスを利用してはという意味ですか。

で、文書作って、結局福祉課の課長たちと温泉に行って、その時ちょうど婆さんも来ていて、課長が事情を聞いてくれた。障害者に逆恨みしていることがあって、そこに私が出くわしたんだね。課長は婆さんに「今度Fさんに会ったら謝ってください」と言ったそう。今は温泉で行くたび知り合いができて、手を振ったりして……、よかったよ。

■ Gさん 筋ジストロフィー 50歳代

気管切開して人工呼吸器を着けて、今はほとんど全介助ですね。アパートを改造して自立生活しています。今のヘルパーさんはみんな女なんだけど、入院した時に感じたのは、トイレもお風呂も男性職員が多くて……。

入院していたのは私が30歳の頃。もっと若い子たちはもっと大変だったと思います。病棟内で問題になったんですけど、結局やってもらう立場だから仕方なく……。生理の始末も男性がやるようになって……。

聞き手：その病院は前は同性介助だったのですか？

そうです。でも「体力的に」って言われて……。それもわかるんですけど、嫌ですよ。絶対嫌だって言っていたんですけど、病棟側ができないって言われたら、自分ではできないから、やってもらうんだから、あきらめって言うか……。障害者で、筋ジスじゃなければ、こんな目にもあわなかったかもしれないですよ。

今も入院している人は、この生活が続いているんですよ。泣いてた。私の友だちなんですけど、でもどこも行くところがないし、ここで我慢しなくちゃいけないし……。私たちは病棟に訴えたんですけど。

もともと筋ジスは男性患者が多くて、私たちがいた時も、入院患者は男性4に対して女性は1。男性患者は女の人のお介助でも、文句言う人は少ないですよ。トイレの時間も決まっているんですよ。人間はいつトイレに行くかわからない、それを職員の都合で決められる。人間扱いしてないっていうか、物を扱ってるみたいなの……。患者が職員にペコペコしてるんですよ。職員は給料もらってるのに。機嫌悪くしたら頼めないんですよ。

私はもう、あの生活には耐えられない。これが人間として見てるのか、女性として見てくれているのか、トイレ中に男の患者が通っているのに、カーテン開けるんですよ。あれは考えられないですよ。

髪は伸ばしたらだめって、シャンプーの時、時間がかかるから。やるの大変ですから、わかるんですけどね。午前中に40人お風呂に入れなきゃならないから。お風呂は週に2回。夏も冬も。

姉も筋ジスで、一緒に暮らしています。姉も肺炎で気管切開して、病院生活は規則もあるし、異性介助もあるし、「じゃ、二人で暮らそう」ってことになったの。地域のCILに相談して、アパートを探して、ヘルパー派遣を何時間もらえるか市役所と交渉しなければならないし、自立するまでに半年ぐらいかかりました。

家にいる時は、私たちの介助を70代の母親がやってました。腰と膝を痛めて、これ以上は無理だなって思いました。父親は抱えることはやりますけど、他は私たちが嫌がるから……。

自立した時に認められた介助時間は、一日に姉が11時間、私も11時間、合わせて22時間。ヘルパーさんがいない2時間の時に呼吸器が外れたら付けられないんですよ。役所は「2時間くらい母親を呼べば」と言うんですよ。負担をかけたくないために自立したのに。

今は命にかかわるので、二人合わせて24時間になりましたけど。ヘルパーさんは一人なので、姉と一緒に行動しなくっちゃならない。

全介助の人は、公的サービス以外の部分は自己負担です。年金だけでこの自己負担を入れると大変な額になる。私たちは贅沢したいわけじゃないんだけど、普通の生活がしたいだけなんだけど、国からも市からも制限される。

趣味は以前は編み物、機械編み。個展とかもやってたんですよ。今は指示はできるんですけど、自分では動かさない。筋ジスはそれがショックですよ。年々

進行してくる。女の子同士で遊びに行くとかも移動が大変になって……、友だちと会えなくなるのが一番ショックですね。

経済的なものも大きいですよ。介護タクシーの料金高いですよ。

恋愛も、友だちは彼氏と手を繋いで行ってるけど、ショッピングとか、こういう感じになったら、手を繋いでも歩けない……。はるか昔のことだから半分忘れましたが

■ Hさん 鬱病（双極性障害）60歳代

鬱病の患者にとって、抑鬱状態の時はとても辛いものです。外に出られなくなり引きこもってしまう事もありますし、何も出来ずに寝込んでしまうこともあります。家事をやらなくてはいけないということは分かっているけど「出来ない」のです。決して怠けているという訳ではないのです。なのに、鬱病の事を正しく知らない人、理解できない人から見ると、家事も出来ないぐうたら主婦、怠け者と見られてしまいます。

■ Iさん 脳性まひ 40歳代

私の場合、具体的にこういうことで差別をされたというより、世の中のこうあるべき女性像と、現実の自分とのギャップで傷ついた。

女の子は、おてんばのほうがかわいい、という同級生の言葉で傷つき（8歳）、同級生の女の子が、女の子として、親にいろいろしつけられているのを見て（7から8歳位）、私は違う、私は女の子として期待されていないと、比較して傷ついてみたりほっとしたり、友達の女の子が難なく器用にいろいろなことをこなすその器用さを見て、自ら傷つき、歩き方をまねされて、こんなに醜いのだと傷ついてみたり（10歳）。

同級生といっしょに遊んでも、迷惑をかけた、いやな顔をされたり、人といただけなのに、まわりの人を不快にさせてしまう自分をとても、醜い、卑しく思った（たぶん9歳くらい？）。

子供会などで、バレーボールなどに参加したが、まわりの人よりはるかに下手なので、ちゃんとしろと、まわりの大人やこどもたちの怒りをかかった。そんなまわりの人間にも幻滅したが、自分自身にも罪悪感が残った。高校の修学旅行がスキーだったのだが、ついていけず、そりに乗った。「おもりも大変」という高校教師の言葉に、おお泣きした（18歳）。大人になってからも、まわりの女性と自分をくらべ、傷つきそうになる自分がある。なかなか、自分のありのままを肯定しにくい。

■ Jさん 脳性まひ 30歳代

職場でたった一人の女性、そして障害者、しかも派遣社員でした。子どもたちの暮らしを支えるため、懸命に働いたし、職場の人たちになじもうと努力しました。社員旅行の帰りに、上司から飲みにつき合えと言われ、酔いつぶれて眠り、ホテルに連れ込まれ性的暴行を受けてしまいました。その後も関係を強要され続け、会社の相談室に訴えましたが、相談員の言葉でさらに傷つけられることになりました。結局加害者の言い分に沿ってストーリーを作られ、「セクハラはなかった」と結論づけられました。

加害者と会社を相手取り裁判を起こしたものの、一審では敗訴、「支える会」が結成され、控訴審は加害者の行為が性的暴行であったことを認め慰謝料の支払いを命じましたが、2度目以降はそれと認めず、会社の責任も問われませんでした。最高裁へ上告しているこの春、会社から雇い止めの通告がありました。

「勤務日数が足りない」というのが主な理由ですが、長期の休業を余儀なくされたのは、加害者と会社の責任なのです。

==調査にご協力いただいたみなさまに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。==

\$A チームの結び

「障害のある女性の生きにくさに関する調査」に、予想以上に多くの障害女性が答えてくれました。回答票で寄せられたものは、紙面の都合で大幅に要約しなければなりませんでしたが、それでもなお読んでいくと、それぞれの声を感じられます。聞き取り調査による回答も、編集では本人の言葉を活かすよう心がけました。提起された問題とともに、生きている人の存在を感じてもらえたらと思います。

障害女性の人権回復は、女性の人権回復そのものであり、障害者の人権回復そのものです。

具体的な差別の体験とともに、自分の内面に染み込んだ差別について書かれた回答も少なくありませんでした。いつ何処で誰からそう言われたのか確かではないけれど、いつの間にか、“障害をもったことで自分は女性として欠けてし

まった”、“人としての価値が低い”と感じている、そういう問題です。こうした自己評価の低さは、差別を受けたときに不当と感じ、抗議して人権を回復する意欲を削ぎます。仕方がないというあきらめになって、結果として差別を温存するでしょう。これらの回答が、そのことを思い起こさせてくれました。差別の体験もですが、内面を見つめることも勇気のいる作業に違いありません。それを言葉にしてくださった回答者に、感謝します。

障害女性たちは、一人ひとり生きる力を持っています。しかしその力が、例えば学業で、就業で、他者や社会に向かって発揮される以前に、差別に抗するために費やされてしまう。力が奪われていると言ってもいいでしょう。これを自身が生きる力として取り戻すには、障害女性の人権を高める社会的な施策が必要です。しかしそれが足りていない今、自分の力で前進する努力もまた無駄ではなく、その人の力を高めていることも回答からは感じられました。明るさや鋭い分析、力強さに出会えたことで、私たちも力づけられた気がしています。

ある障害女性は、性的被害を受けたことについて次のように書いています。これを借りて、結びの言葉とします。

「これらの場面では、私は常に一人ぼっちだった。目は見えず、逃げることができず、言葉さえ奪われかけていた。立場は弱く、腕力もなかった。それにもかかわらず、私は持てる知恵と力の全てを使って、いくつもの危機を脱出してきた。私は決して弱くはなく、敗北もしなかった。私を侮り汚そうとした悪意を、力の限り跳ね除けてきたのではないかと思えた」 「理解していただきたいのは、『私たちはこのような弱い立場にいます。保護してください』と伝えたいのではないということだ」「どのような現実があったにせよ、私達の多くは、自ら立ち向かってきたのである。今後、明らかにし、解決の道を探るべきは、差別と抑圧の現実である

2011 年度公益財団法人キリン福祉財団助成事業障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合な生きにくさとは—複合差別実態調査 報告書(特定非営利活動法人D P I 日本会議D P I 女性障害者ネットワーク)より引用